

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

環境省 最終的な調整結果

管理番号

8

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

06_環境・衛生

提案事項(事項名)

策定が義務付けられている環境関係計画及び方針の一本化等

提案団体

島根県

制度の所管・関係府省

消費者庁、環境省

求める措置の具体的内容

法令で策定が求められている環境関係の計画等について、地方公共団体が一本化できるよう求める。
また、今後、環境関係法令の制定・改正により、新たに計画策定を行う必要が生じた場合も、同様の取扱いとすること。

具体的な支障事例

【現行制度】

環境関係法令において、都道府県等の地方公共団体に対して、計画・方針の策定が義務(努力義務を含む)付けられている。

- ・国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律
→温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する方針
- ・地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関する法律
→地域計画
- ・水質汚濁防止法第16条第1項
→測定計画
- ・食品ロスの削減の推進に関する法律第12条第1項
→都道府県食品ロス削減推進計画

【支障事例】

審議会・検討会などの運営をはじめ、計画策定に係る人員や経費の負担が膨大となっている。

【支障の解決策】

課題や施策の共有を主眼として、環境関係の計画等の一本化を図ることで支障が解決すると考える。今後、環境関係法令の制定・改正により、新たに計画策定を行う必要が生じた場合にも、同様の取扱いとする必要がある。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

策定や改定に要する人員や経費の圧縮を行うことができ、業務の効率化・負担軽減につながる。

根拠法令等

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律第11条第1項、地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関する法律第4条第1項、水質汚濁防止法第16条第1項、食品ロスの削減の推進に関する法律第12条第1項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県、清瀬市、豊橋市、宮崎県

○当市では、環境基本計画や地球温暖化対策実行計画、廃棄物総合計画など、関係法令ごとに計画を定めている。各計画の内容については重複している事項もあり、各計画の担当職員も異なっているため、策定及び実績の集計における調整など余分に時間を要している。関連する法令における計画の一本化は、業務の効率化や負担軽減につながるほか、市民・事業者にもより明確なものとして示すことができると考える。

各府省からの第1次回答

以下の計画等については、地方公共団体の判断により、他の環境関連法令に基づく計画等と一体的に策定いただいて差し支えない。

- 食品ロス削減推進計画（食品ロスの削減の推進に関する法律第12条及び第13条）
- 温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する方針（国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律第11条第1項）
- 地域計画（地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関する法律第4条第1項）
- 測定計画（水質汚濁防止法第16条第1項）

この旨が通知、事務連絡その他の手段により地方公共団体に周知されていない場合は、周知をしていきたい。なお、食品ロス削減推進計画については「食品ロスの削減に関する基本的な方針について」（令和2年3月31日消費者庁長官通知）（※）により、既に周知を行ったところ。

※「計画の策定については、新たな計画策定のみならず、廃棄物処理計画等の既存の計画等の中に位置づけることも含め、各地方公共団体に柔軟に御対応いただき、食品ロスの削減に向けた取組を推進して頂きたいと考えております。」

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

「地方公共団体の判断により、他の環境関連法令に基づく計画等と一体的に策定できる」旨の周知が未実施となっている計画等について、通知等により周知を行っていただきたい。

今後、新たに環境関連法令に基づく計画等の策定が求められることとなった場合についても、同様に他の計画等と一体的に策定をすることができることとし、併せてその旨周知を行っていただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】
他の環境関連法令に基づく計画等と一体的に策定できる計画等について十分な周知を行うこと。
今後、真に必要な場合にやむを得ず新たな計画策定を求める場合においても、他の計画等と一体的な策定を可能とするとともに、その旨周知を行うこと。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

計画策定等の見直しは、閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2022」で「国が地方自治体に対し、法令上新たな計画等の策定の義務付け・枠付けを定める場合には、累次の勧告等に基づき、必要最小限のものとするに加え、努力義務やできる規定、通知等によるものについても、地方の自主性及び自立性を確保する観点から、できる限り新設しないようにするとともに、真に必要な場合でも、計画等の内容や手続は、各団体の判断にできる限り委ねることを原則とする。あわせて、計画等は、特段の支障がない限り、策定済みの計画等との統合や他団体との共同策定を可能とすることを原則とする。」と明記され、地方からはこの原則明記を高く評価するとともに、既存の計画の見直しを求める声が強まっている。

この原則を十分に踏まえ、地方からの提案が最大限実現するよう前向きに対応いただきたい。

環境関係の計画等について、他の環境関連法令に基づく計画等と一体的に策定が可能である旨の周知をいつまでに行うか具体的に示していただきたい。

今後、環境関係法令の制定・改正により、地方公共団体において、新たに計画・方針の策定を行う必要が生じた場合の取扱いについても具体的に示していただきたい。

各府省からの第2次回答

具体的な支障事例において列挙いただいた以下の計画等のほか、これ以外の既存の環境関連の法令に基づく計画等についても、地方公共団体の判断により、環境基本計画等の他の環境関連法令に基づく既存の計画等と一体的に策定することを含め、各地方公共団体において柔軟に対応頂けるように対応したい。

一体的に策定可能な環境関係の計画等の取扱いについては、必要に応じて共管省庁等への確認等を踏まえて、年度内を目途に地方公共団体に一括して周知することとしたい。

今後新たに計画・方針の策定を行う必要が生じた場合の取扱いについては、当該法令に基づく施行通知等の中で、明らかにしていくこととしたい。

- ・食品ロス削減推進計画(食品ロスの削減の推進に関する法律第12条及び第13条)
- ・温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する方針(国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律第11条第1項)
- ・地域計画(地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関する法律第4条第1項)
- ・測定計画(水質汚濁防止法第16条第1項)

なお、食品ロス削減推進計画については「食品ロスの削減に関する基本的な方針について」(令和2年3月31日消費者庁長官通知)により、既に周知を行ったところ。

令和4年の地方からの提案等に関する対応方針(令和4年12月20日閣議決定)記載内容

5【消費者庁(3)】【文部科学省(10)】【環境省(6)】

水質汚濁防止法(昭45法138)、国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律(平19法56)、地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関する法律(平26法85)及び食品ロスの削減の推進に関する法律(令元法19)

測定計画(水質汚濁防止法16条1項)、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する方針(国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律11条1項)、地域計画(地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関する法律4条1項)及び食品ロス削減推進計画(食品ロスの削減の推進に関する法律12条及び13条)については、地方公共団体の判断により、環境基本計画などの他の環境関係法令に基づく既存の計画等と一体のものとして策定することが可能であることを、地方公共団体に令和4年度中に通知する。

また、その他の既存の環境関係法令に基づく計画等についても、同様に一体のものとして策定することが可能である場合には、その旨を地方公共団体に令和4年度中に通知する。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

環境省 最終的な調整結果

管理番号

20

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

06_環境・衛生

提案事項(事項名)

騒音規制法及び振動規制法に基づく届出のオンライン化

提案団体

安城市

制度の所管・関係府省

環境省

求める措置の具体的内容

騒音規制法施行規則第3条及び振動規制法施行規則第3条において、届出書の提出については、「届出書の正本にその写し一通を添えてしなければならない。」と規定されており、紙での提出が前提となっているが、手続きの簡素化、事務の効率化及びデジタルトランスフォーメーションの推進のため、電子データでの提出及び入力フォームでの提出を可能としていただきたい。

具体的な支障事例

現在、紙での届出受付を行っている自治体が多くあるが、電子データでの提出及び入力フォームでの提出を可能とすることで、手続きの簡素化、事務の効率化及びデジタルトランスフォーメーションの推進を図っていききたい。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

届出事業者の利便性の向上、自治体事務の効率化及び業務のデジタルトランスフォーメーションに寄与する。また、届出者が届出書類を提出するための移動(来庁)に対する二酸化炭素排出削減効果も期待できる。

根拠法令等

騒音規制法施行規則第3条、振動規制法施行規則第3条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

札幌市、富谷市、郡山市、さいたま市、川越市、佐倉市、川崎市、豊橋市、草津市、寝屋川市、大村市、五島市、熊本市

○内容審査を伴わない法第十条(氏名等変更届出書、特定施設使用全廃届出書)や、法第十一条第三項(承継届出書)の電子データでの提出及び入力フォームでの提出を可能としていただければ、届出者の負担軽減や行政事務の効率化に資すると考える。

○当市においても届出事業者の利便性の向上や事務の効率化等で電子データでの提出の必要性があると認識しているが、設置届等で添付資料が膨大であるものについては検討課題である。

○当市では現時点において、騒音規制法・振動規制法の届出を電子的に受理する体制が確保できていない状況です。今後国が提案に沿った対応を行うことで、所属における電子的情報による届出の体制整備が進み、ひいては届出事業者の利便性の向上や、紙文書の保存場所等の空間的資源の確保及び、届出に伴う人の移動の削減による脱炭素の推進にもつながります。なお、当市では、公害防止等生活環境の保全に関する条例の騒

音振動に係る許認可や届出の受理業務も行っており、法の届出同様の対応が求められているため、法律と同様に電子的情報による届出の体制を整備することで届出者の利便性、文書保存場所の削減及び脱炭素の効果が期待されます。

各府省からの第1次回答

騒音規制法等の公害防止関係法令の行政手続については、オンラインで行うことができるよう検討を進めているところ。
オンライン化に当たっては、事業者及び地方公共団体の利便性の向上に加え、担当者の事務負担ができる限り軽減されるように工夫していきたいと考えている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

オンラインで行うことができるよう検討を進めているとのことですが、具体的な検討の内容及びスケジュール等を教えていただきたい。できるだけ簡易な提出方法で、かつ、毎年の貴省からの照会に対しての集計がしやすい仕組みや電子ファイル様式(エクセル等)があると利便性の向上と事務の軽減・効率化が図れると思います。また、届出する事業所が使用又は設置する騒音等が発生する機械の出力等により、騒音規制法等の法律ではなく、各都道府県の条例に該当する場合にも届出が必要となります。可能であれば法律及び条例の両方の届出に対応できるよう各都道府県と調整し、統一的な仕組みや電子様式を整備し、通知(周知)をお願いしたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

—

各府省からの第2次回答

御指摘の電子データでの提出については、既に関係法令※に基づき手続が可能となっており、地方公共団体のご判断によりメール等で利用することが可能となっている。
また、届出等のオンライン化に関しては、現在、デジタル庁が中心となって政府共通基盤となるシステム(e-Gov)の整備・改修等を進めており、騒音振動の関係についても当該システムを活用する方向で検討を進めているところ。当該システムは令和6年度以降に実質的な運用を開始する予定と聞いている。システム改修の際に自治体や事業者の事務負担を減らせるように工夫することは重要であると考えており、御要望事項についてはデジタル庁と共に検討したい。
※「環境省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則(平成十五年環境省令第七号)」及び「押印を求める手続の見直し等のための環境省関係省令の一部を改正する省令(令和2年環境省令第31号)」

令和4年の地方からの提案等に関する対応方針(令和4年12月20日閣議決定)記載内容

5【環境省】

(4)騒音規制法(昭43法98)及び振動規制法(昭51法64)

騒音規制法及び振動規制法に基づく届出については、以下のとおりとする。

- ・届出書の提出(騒音規制法施行規則3条及び振動規制法施行規則3条)については、地方公共団体の判断により電子メール等を利用して提出することが可能であり、オンラインによる提出であれば正本の写しの添付は不要であることを、地方公共団体に令和4年度中に通知する。
- ・届出のオンライン化については、地方公共団体が利用するLGWANへの接続が令和6年度に予定されている政府共通の電子申請システム(e-Gov 電子申請)の在り方を踏まえつつ、事業者及び地方公共団体の事務負担を軽減する方向で検討し、令和6年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

環境省 最終的な調整結果

管理番号

50

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

06_環境・衛生

提案事項(事項名)

産業廃棄物を使用した試験研究について許可を要しないとする規定を一般廃棄物においても同様の取扱いとすること

提案団体

八王子市

制度の所管・関係府省

環境省

求める措置の具体的内容

産業廃棄物を使用した試験研究について、営利を目的とせず、学術研究又は処理施設の整備若しくは処理技術の改良などで試験研究を行う場合は、現在、環境省の通知により、産業廃棄物処理業等の許可は要しないものとなっている。
この取り扱いについて、一般廃棄物においても同様の措置とされるよう求めるもの。

具体的な支障事例

令和3年度に当市は、東京都が実施する紙おむつの資源化について協力をを行った。この事業は、民間企業が主体となり、家庭から収集した紙おむつの資源化を図るものである。
ここで、一般廃棄物の試験研究を企業などが実施する場合、産業廃棄物とは異なり業の許可を必要とする市町村もある。今回のケースでは陸送と鉄道により運搬を行ったため、当市及び積替えのための中継地や資源化施設の所在市町村の収集運搬等において許可の必要性を確認したところ、一部の自治体において許可が必要となる旨の回答があった。この場合、該当する市町村の許可を全て有する運搬業者がいなかったことから当該企業より相談を受け、当市の委託事業として実施した。しかし、この手法では事務的に煩雑で、時間的なロスもあり効率面で課題が残る。
一般廃棄物の処理に関連した事業を企業体等が実施する場合には、こうした廃掃法の規定が新技術開発のための障壁となっている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

一般廃棄物でも産業廃棄物と同様の措置が各市町村で統一的になされれば、今後、市町村における事務手続の簡素化や、可燃ごみの一定割合を占める紙おむつをはじめ、生ごみ等の資源化の技術革新のために民間事業者のノウハウを活用した試験研究の促進が図られる。

根拠法令等

<関連通知>

平成 18 年3月 31 日環産産発第 060331001 号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長

<関連法>

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

高崎市、さいたま市、川崎市、藤沢市、静岡県、稲沢市、田原市、和歌山市、熊本市

—

各府省からの第1次回答

産業廃棄物を用いた営利目的ではない試験研究を行う場合は、産業廃棄物の収集運搬・処分の業の許可等を不要とされており、再周知されている。
（「規制改革・民間開放推進3か年計画」（平成17年3月25日閣議決定）において平成17年度中に講ずることとされた措置（廃棄物処理法の適用関係）について（平成18年3月31日付け環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知）の第二「産業廃棄物を使用した試験研究に係る規制について」）
同通知について、各市町村がその趣旨を踏まえて、営利目的ではない試験研究用途の場合における一般廃棄物の処理において準用することをもとより妨げるものではない旨、これまでも全国廃棄物・リサイクル行政主管課長会議にて周知しているため、一般廃棄物の試験研究の実情に応じて、同通知を準用されたい。他方、その場合であっても、同通知に記載のとおり、試験研究に必要な期間を超えるもの、必要な量を超える廃棄物の処理を行っているもの、不適正な処理が行われているもの等、計画に従っていない不適正な状態が判明した場合には、告発等の速やかな対応を行うことが適切であるほか、試験研究と称して一般廃棄物を処理している場合は、当然無許可営業等に該当するものであるので注意願いたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

産業廃棄物を用いた営利目的ではない試験研究を行う場合は、産業廃棄物の収集運搬・処分の業の許可等を不要とされていることについて、各市町村がその趣旨を踏まえて、営利目的ではない試験研究用途の場合における一般廃棄物の処理において準用することをもとより妨げるものではない旨を「これまでも全国廃棄物・リサイクル行政主管課長会議にて周知している」とあるが、いつの会議で周知されているのか御教示願いたい。
なお、近年では食品廃棄物や使用済み紙おむつなどの資源化技術も進んでいることもあり、一般廃棄物においても民間事業者の試験研究の提案が増える見込みがあることから、第1次回答として記載していただいた内容を一般廃棄物の包括的責任を有する市町村に対し、改めて通知または周知していただくよう要望する。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

—

各府省からの第2次回答

平成18年3月31日付通知に関しては、平成21年6月26日の全国廃棄物・リサイクル行政主管課長会議において、「同通知については、各市町村がその趣旨を踏まえて、営利目的でない試験研究用途の場合における一般廃棄物の処理において準用することをもとより妨げるものではない。」と周知している。本内容について、次回同会議において改めて周知する。

令和4年の地方からの提案等に関する対応方針（令和4年12月20日閣議決定）記載内容

5【環境省】

(5) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭45法137）

(ii) 『「規制改革・民間開放推進3か年計画」』（平成17年3月25日閣議決定）において平成17年度中に講ずることとされた措置（廃棄物処理法の適用関係）について」（平18環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長）における、営利目的でない試験研究用途の場合における産業廃棄物処理業又は特別管理産業廃棄物処理業の許可を不要とする旨については、市区町村がその趣旨を踏まえて、営利目的でない試験研究用途の場合における一般廃棄物の処理において同様の取扱いとすることを妨げるものではない旨を、地方公共団体に令和4年度中に周知する。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

環境省 最終的な調整結果

管理番号

74

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

06_環境・衛生

提案事項(事項名)

湖沼水質保全基本方針に定める湖沼水質保全計画の策定に関する基本的事項の見直し及び環境基準の達成期間に係る通知の見直し

提案団体

岡山県

制度の所管・関係府省

環境省

求める措置の具体的内容

「水質汚濁に係る環境基準の達成期間の取扱いについて」第1の2について、湖沼の暫定目標を「おおむね5年ごとに必要な見直しを行う」という記載の削除を求める。併せて、湖沼水質保全計画の策定に関する基本的事項(湖沼水質保全基本方針第2の1)について、②汚濁負荷量の推計等について「可能な限り～的確に把握する。」、③水質保全上の効果を推計する際に、「水質保全効果のある水循環回復～も検討の対象とすること。」、④計画期間が5年を超える場合に「5年を目途に計画の進捗状況の評価及び効果の検証を行い、必要に応じて、計画の見直しを行うこと。」という記載の削除を求める。

具体的な支障事例

当県では、湖沼水質保全特別措置法及び湖沼水質保全基本方針に基づき、指定湖沼である児島湖について、昭和61年から5年ごとに汚濁負荷量の推計や水質予測を行い、湖沼水質保全計画を策定している。これまで、7期35年にわたり汚濁負荷対策を実施してきた結果、将来においても汚濁負荷量が大幅に削減される見込みはなく、各種対策による水質改善効果に比べて、気象条件の違いによる水質変動が相対的に大きくなっており、5年ごとに将来の汚濁負荷量を推計して水質への影響を予測することの必要性は低下している。一方で、5年ごとに計画の進捗状況の評価や効果の検証を行うこと、計画の見直しのために汚濁負荷発生源の把握や水質保全効果のある水循環回復・生態系保全に係る対策の検討を行うことは、予算等の負担が大きい。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

計画期間の設定を弾力化及び指定湖沼の実情に即した汚濁負荷量の推計や水質の予測等ができるようになることで、水質保全の目的は維持しつつ都道府県の事務負担が軽減されるとともに、都道府県の自主的な計画策定の推進が図られる。

根拠法令等

湖沼水質保全基本方針第2の1②、③及び④、水質汚濁に係る環境基準の達成期間の取扱いについて(昭和60年6月12日環水管126号)第1の2

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

宮城県

—

各府省からの第1次回答

湖沼の暫定目標については、措置済み。「湖沼のCOD並びに窒素及び磷の環境基準の暫定目標について」(平成4年環水管第20号)に基づき、湖沼水質保全計画に水質目標が定められた項目については、都道府県の御判断により、「水質汚濁に係る環境基準の達成期間の取扱いについて」に基づく暫定目標の見直しを行わないことが可能。

湖沼水質保全基本方針(平成18年1月環境省告示29号)については、「可能な限り」「検討の対象とする」「必要に応じて」等、柔軟に対応いただけるような記載ぶりとしており、現行の方針においても事務負担の軽減は可能。各地方公共団体においてそれぞれの実情に応じて対応願いたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

「湖沼のCOD並びに窒素及び磷の環境基準の暫定目標について」(平成4年環水管第20号)は、平成17年の湖沼法改正前(5年ごとの計画策定が法で義務付けられていた時期)に発出されたものである。計画の水質目標と実質的に同一の機能を有する暫定目標について、計画の水質目標とは別に暫定目標の見直しの手続きをとることを要しないとしているものであり、おおむね5年ごとの見直しそのものを不要としているものではないとも解釈されるため、今回の提案をしている。については、計画に水質目標が定められた項目は、計画期間にかかわらず、都道府県の判断により、おおむね5年ごとの暫定目標の見直しを行わないことが可能であることを明確化する通知の発出等をしていただきたい。

児島湖では、近年、計画に掲げた各種対策による水質改善が頭打ち状態になりつつあり、また、今後も大幅な汚濁負荷量削減の見込みもないため、5年という期間ではこれらの各種対策の評価や効果の検証が難しくなっている。については、現行の基本方針の「5年を目途に計画の進捗状況の評価及び効果の検証を行い」の箇所について、都道府県の判断で評価及び効果の検証の時期を柔軟に設定できるよう、「適切な時期に計画の進捗状況の評価及び効果の検証を行い」に改めるなど、当該箇所の見直しを検討していただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】
湖沼水質保全計画について、地域の実情に応じ、より柔軟な策定が可能となるよう見直しを行うこと。

各府省からの第2次回答

湖沼水質保全計画については、地域の実情等に応じ、柔軟な計画期間を設定することが可能である。実際、指定湖沼である釜房ダムや八郎湖は、自治体の判断により5年を超える水質保全計画の策定期間を設定している。

また、湖沼水質保全基本方針(平成18年1月環境省告示第29号)第2の1の④において「5年を超える長期の期とする場合には、5年を目途に計画の進捗状況の評価及び効果の検証を行い、必要に応じて、計画の見直しを行うこと。」と定めているとおり、計画の進捗状況の評価及び効果の検証を行う時期については、「5年を目途」として各自治体の地域の実情に応じて適切な時期に設定されるべきものである。

以上の考え方について、御要望を踏まえ、今年度中に通知等により改めて明確化することとする。

令和4年の地方からの提案等に関する対応方針(令和4年12月20日閣議決定)記載内容

5【環境省】
(8)湖沼水質保全特別措置法(昭59法61)
湖沼水質保全計画(4条1項)については、以下の措置を講ずる。

- ・記載内容を地域の実情に応じて柔軟に設定することが可能であることを、指定湖沼(3条1項)が所在する都道府県に令和4年度中に通知する。
- ・計画期間が5年を超える場合に行う計画の進捗状況の評価及び効果の検証の実施時期については、地域の実情に応じて5年を超えて設定することが可能であることを、指定湖沼が所在する都道府県に令和4年度中に通知する。
- ・水質汚濁に係る環境基準の暫定目標(「湖沼のCOD並びに窒素及び磷の環境基準の暫定目標について」(平

4環境省水質保全局水質管理課長))の見直しについては、地域の実情に応じて判断することが可能であることを、指定湖沼が所在する都道府県に令和4年度中に通知する。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

環境省 最終的な調整結果

管理番号

92

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

06_環境・衛生

提案事項(事項名)

災害等廃棄物処理事業費補助金等に係る廃棄物処理施設の申請における災害査定廃止又は添付資料の削減、災害廃棄物の発生量及び事業費の推計の定型化

提案団体

福島県

制度の所管・関係府省

環境省

求める措置の具体的内容

災害等廃棄物処理事業費補助金に係る廃棄物処理施設の申請における災害査定を廃止すること、又は災害査定時の添付資料を必要最低限のものに限定すること、災害廃棄物の発生量及び事業費の推計を定型化すること。

具体的な支障事例

【支障事例】

令和2年提案募集の際、環境省から「①事業費を確定するため、災害等報告書の作成及び帳票等の確認が必要になるところです。②改めて帳票や写真等は必要最低限とするよう関係各所に周知を図って参ります。(略)帳票等の写しの添付が間に合わない場合は、帳票等の原本の書類を整えていただき、調査官が確認を求めた際に確認出来るようにしてもらいをお願いします。」との回答が示された(第1次回答)。しかしながら、令和3年8月に実施された令和3年福島県沖地震の災害査定において、提出を求められた書類の種類や量が令和元年東日本台風の災害査定と同等であり、対応が変わっていないように感じる。

【制度改正の必要性】

申請額と査定後の額に大幅な乖離がない(東日本台風:採択率 98.6%、福島県沖地震:採択率 99.6%)ことから、事業費の確定のため、市町村が発災後すぐに、膨大な時間をかけて詳細な帳票等の確認を受けることの負担軽減を図りたい。

災害廃棄物の発生量及び事業費の推計(考え方)の作成、災害査定当日の修正等に毎回時間を要している。(例:被災棟数×単価など)

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

県及び市町村が災害対応に注力することができ、災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理が可能となることが期待される。

災害報告書の作成及び査定の時期が、公費解体事務の集中期と重複することが多いため、制度改正により、公費解体事務についてもより適正かつ迅速な処理が可能となることが期待される。

根拠法令等

災害等廃棄物処理事業費補助金交付要綱等
内閣府、厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実地調査要領

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

青森県、富谷市、茨城県、高崎市、さいたま市、千葉市、清瀬市、川崎市、相模原市、藤沢市、瑞穂市、静岡県、名古屋市、豊橋市、小牧市、稲沢市、田原市、広島市、山口県、徳島県、五島市、熊本市

○当市においても南海トラフ地震で甚大な被害を受けることが予想され、それに伴い災害廃棄物についてもかなりの量になると予想される。災害発生後、速やかな復興に注力するため、補助金申請に係る事務の負担を軽減することが望ましいと考える。

○災害時対応は、廃棄物部局においては早急な対応が必要とされ、本提案のとおり事務軽減が図れれば廃棄物処理事務へより多くの時間を費やすことができるため、必要性は高いと考える。

○令和元年東日本台風の被災に対し、補助金の査定対応については、当時、査定に要する資料として事業費算出のための補足資料の提出や、現地説明が求められた。災害廃棄物の処理対応が続く中で、追加資料の作成や査定対応の準備、当日の対応等に関係する部署全体で多くの労力が必要であった。

各府省からの第1次回答

災害等廃棄物処理事業における実地調査（「災害査定」）では、「災害等廃棄物処理事業費補助金交付要綱」等に基づき、災害発生の実事確認、補助対象となる事業の範囲対象となる経費等を確認し事業費の決定を行うとともに事業決定後の補助金の交付申請時に調査する補助事業等の目的及び内容が適正であるかどうか等の審査も行っており、事業決定後の交付申請時の審査も兼ねている。

さらに、これらを速やかに実施するため、環境省職員及び財務局職員※を現地に派遣し災害査定を実施している。

※災害査定の際に財務局職員を立会させることにより、より速やかな予算措置が可能となっている。

災害査定を廃止すると、速やかな事業費の確定ができなくなるだけでなく、交付申請時の審査を別途行うこととなり、事業申請から補助金の交付までにより時間を要することとなり、事業の進捗に影響を与えることとなる。さらに事業費を基に算出する地方公共団体等の予算編成にも支障をきたすことなどが懸念されることから、災害査定を廃止は困難と考える。

環境省としても、被災直後の地方公共団体等の負担を軽減し、地方公共団体等が災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理を行うことができるよう取り組むことが重要であると認識している。

このため、従前より必要最低限の帳票や写真等の添付をお願いしていたが、令和2年地方分権改革に関する提案を受け、災害報告書の添付資料について、地方公共団体等の負担軽減を図り災害対応に注力できるようにする観点から、必要最小限のものとなるように災害関係業務事務処理マニュアルを令和3年2月に改定・公表した。

一方、令和3年福島県沖を震源とする地震に係る実地調査において、過去に実施された実地調査と種類や量が同等であったという今般の御指摘を踏まえ、環境省から地方環境事務所に令和3年2月の当該マニュアルの改正内容の改めて周知徹底を行う。

また、災害廃棄物の処理は、廃棄物の種類、状態、あるいは、仮置場や最終処分場までの距離その他の条件が被災地域ごとに異なることより、多種多様な条件を加える必要があるため、災害廃棄物発生量及び事業費の統一的な推計の考え方を公表することは、困難である。

なお、地方環境事務所において、災害等報告書を作成するに当たっての災害廃棄物発生量の推計などの助言を行っているため、御不明点があれば、管轄の地方環境事務所に御相談いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

事業の進捗に影響を与えることとなるという不都合があることから、廃止が困難である点についての事情がある旨のご回答をいただいたが、災害報告書の作成と査定対応に伴う市町村の負担増加により、処理の実務（主に家屋解体）に手が回らず、事業の進捗に多大なる影響を与えており、廃掃法第2条の3に規定されている、非常災害時により生じた廃棄物処理の原則となる円滑かつ迅速な処理の趣旨に反するものと思料する。

また、様々な条件が被災地域ごとに異なることから、災害廃棄物発生量及び事業費の統一的な推計の考え方の公表が困難である旨のご回答をいただいたが、発生量については、市町村側も発生量を明確に示せる材料（特に廃棄物の種類や家屋解体の件数）は決して多くはないということも理解いただいた上で、査定をしていただければ幸甚である。中でも、家屋解体の件数については、査定の時期を市町村での実施件数確定後（発災から約半年後）とすることで、家屋解体の受付事務と査定対応が重複しないだけでなく、査定における解体棟数の件数の根拠が、推計から実績に変わることになり説明がしやすくなるため、市町村の負担が軽減すると考える（実際、令和4年3月地震の査定時期について、複数の市町村からこの声が県に寄せられている。）。

地方環境事務所に令和3年2月の当該マニュアルの改正内容の改めて周知徹底を行う旨のご回答については改めてお願いしたところであるが、いつ頃の周知を考えておられるのかお伺いしたい。一方で、査定時に財務局職員から資料を多量に求められる場合も想定されることから、そのような場合は、査定官から立会官へご説明いただくなどの対応を頂けるとなお幸甚である。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】
提案団体の提案を考慮した検討を求める。

各府省からの第2次回答

災害関係業務事務処理マニュアルの改定内容(令和3年2月改定)の地方環境事務所への再周知については、本年中に実施する。また、地方公共団体等に対する再周知も同時期に実施する。
実地調査については、原則として発災した年の12月末までに終了する必要があるが、また、速やかな予算措置を行うためには早期に行うことが望ましいと考えているが、御提案も踏まえ、地方公共団体等の状況を確認するなど、適切に対応する。

令和4年の地方からの提案等に関する対応方針(令和4年12月20日閣議決定)記載内容

5【環境省】
(17)災害等廃棄物処理事業費補助金
災害等廃棄物処理事業費補助金の申請に係る添付書類については、地方公共団体の事務負担を軽減し災害対応に注力できるようにする観点から「災害関係業務事務処理マニュアル」(平26環境省廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課)が改正され、必要最小限となっていることを、地方環境事務所及び地方公共団体に改めて周知する。
[措置済み(令和4年11月18日付け環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長事務連絡、令和4年11月18日付け環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課事務連絡)]

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

環境省 最終的な調整結果

管理番号

138

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

06_環境・衛生

提案事項(事項名)

瀬戸内海環境保全府県計画の策定に係る他の計画との一体的策定

提案団体

広島県、愛媛県、全国知事会

制度の所管・関係府省

環境省

求める措置の具体的内容

瀬戸内海環境保全府県計画の策定における負担軽減のため、他の重複する計画での代替を可とすることを求める。

具体的な支障事例

当該計画で定めている施策のうち、水質の保全・管理、海ごみ対策について、他の法令で義務付けられた計画（環境基本計画）に記載している施策と重複しており、別途新たな計画を策定する意義が乏しい。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

地方自治体の計画策定に係る負担の軽減。

根拠法令等

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)第4条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

—

—

各府省からの第1次回答

瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく府県計画及び指定物質削減指導方針については、これらの全部又は一部と、他の類似の環境関連の計画とを一体的に策定することができるよう、今年度中に通知等で考え方を明確化することとする。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

お示しのとおり、今年度中に通知等で考え方を明確化していただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】

環境分野において趣旨・目的・内容の重複が見られる計画については、統廃合などの見直しを行うこと。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

計画策定等の見直しは、閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2022」で「国が地方自治体に対し、法令上新たな計画等の策定の義務付け・枠付けを定める場合には、累次の勧告等に基づき、必要最小限のものとするに加え、努力義務やできる規定、通知等によるものについても、地方の自主性及び自立性を確保する観点から、できる限り新設しないようにするとともに、真に必要な場合でも、計画等の内容や手続は、各団体の判断にできる限り委ねることを原則とする。あわせて、計画等は、特段の支障がない限り、策定済みの計画等との統合や他団体との共同策定を可能とすることを原則とする。」と明記され、地方からはこの原則明記を高く評価するとともに、既存の計画の見直しを求める声が強まっている。
この原則を十分に踏まえ、地方からの提案が最大限実現するよう前向きに対応いただきたい。
提案の趣旨も踏まえ、今年度中に通知等で考え方を明確化していただきたい。

各府省からの第2次回答

瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく府県計画及び指定物質削減指導方針については、これらの全部又は一部と、他の類似の環境関連の計画とを一体的に策定することができるよう、今年度中に通知等で考え方を明確化することとする。

令和4年の地方からの提案等に関する対応方針（令和4年12月20日閣議決定）記載内容

5【環境省】

(7) 瀬戸内海環境保全特別措置法(昭48法110)

瀬戸内海の環境の保全に関する府県計画(4条1項)及び指定物質削減指導方針(12条の3第1項)については、関係府県の判断により、政策的に関連の深い他の計画等と一体のものとして策定することが可能であることを明確化し、関係府県に令和4年度中に通知する。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

環境省 最終的な調整結果

管理番号

139

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

06_環境・衛生

提案事項(事項名)

瀬戸内海指定物質削減指導方針の策定に係る他の計画との一体的策定

提案団体

広島県、愛媛県、全国知事会

制度の所管・関係府省

環境省

求める措置の具体的内容

瀬戸内海指定物質削減指導方針における負担軽減のため、内容が重複する他の計画での代替を可とすることを求める。

具体的な支障事例

水質汚濁防止法に基づき総量削減計画を別途定めており、削減の目標や目標年度、削減の方途など内容が重複する方針となっており、関係都府県において別途新たな方針を策定する意義が乏しい。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

地方自治体の業務効率化。

根拠法令等

瀬戸内海環境保全特別措置法第12条の4第3項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

—

—

各府省からの第1次回答

瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく府県計画及び指定物質削減指導方針については、これらの全部又は一部と、他の類似の環境関連の計画とを一体的に策定することができるよう、今年度中に通知等で考え方を明確化することとする。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

お示しのとおり、今年度中に通知等で考え方を明確化していただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】

環境分野において趣旨・目的・内容の重複が見られる計画については、統廃合などの見直しを行うこと。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

計画策定等の見直しは、閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2022」で「国が地方自治体に対し、法令上新たな計画等の策定の義務付け・枠付けを定める場合には、累次の勧告等に基づき、必要最小限のものとするに加え、努力義務やできる規定、通知等によるものについても、地方の自主性及び自立性を確保する観点から、できる限り新設しないようにするとともに、真に必要な場合でも、計画等の内容や手続は、各団体の判断にできる限り委ねることを原則とする。あわせて、計画等は、特段の支障がない限り、策定済みの計画等との統合や他団体との共同策定を可能とすることを原則とする。」と明記され、地方からはこの原則明記を高く評価するとともに、既存の計画の見直しを求める声が強まっている。
この原則を十分に踏まえ、地方からの提案が最大限実現するよう前向きに対応いただきたい。
提案の趣旨も踏まえ、今年度中に通知等で考え方を明確化していただきたい。

各府省からの第2次回答

瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく府県計画及び指定物質削減指導方針については、これらの全部又は一部と、他の類似の環境関連の計画とを一体的に策定することができるよう、今年度中に通知等で考え方を明確化することとする。

令和4年の地方からの提案等に関する対応方針（令和4年12月20日閣議決定）記載内容

5【環境省】

(7) 瀬戸内海環境保全特別措置法(昭48法110)

瀬戸内海の環境の保全に関する府県計画(4条1項)及び指定物質削減指導方針(12条の3第1項)については、関係府県の判断により、政策的に関連の深い他の計画等と一体のものとして策定することが可能であることを明確化し、関係府県に令和4年度中に通知する。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

環境省 最終的な調整結果

管理番号

140

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

06_環境・衛生

提案事項(事項名)

地方公共団体温室効果ガス排出削減等実行計画の策定に係る負担軽減

提案団体

広島県、宮城県、広島市、愛媛県、中国地方知事会

制度の所管・関係府省

環境省

求める措置の具体的内容

地方公共団体温室効果ガス排出削減等実行計画の策定における負担軽減として計画策定に必要とされる内容の簡素化を求める。

具体的な支障事例

温室効果ガスの削減は、産業界の対策、電力排出係数の改善、省エネ基準の強化など、都道府県・市町村の施策よりも、国の施策によるところが大きい。
義務計画である以上、今回(令和3年10月)のように、国の温室効果ガス排出量削減目標見直しの都度、地方自治体においても目標見直しの検討が必要となるが、国が責任をもって果たすべき部分と地方が責任をもって果たすべき部分が曖昧である。国計画中の「地方への期待」が啓発であるならば、各施策のロードマップと役割分担を明確にすること。また、削減値算出にあたっての国の示すマニュアルは、内容が広範囲・専門的で職員が対応することは困難であることから、委託に出して計画を作成せざるを得ない。削減目標値の算出にあたっては、より簡単かつ正確な方法に見直すこと。また、温対法において必要とされている審議会開催要件を任意とすること。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

地方自治体の事務の効率化。

根拠法令等

地球温暖化対策の推進に関する法律

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

札幌市、ひたちなか市、栃木県、八王子市、清瀬市、新潟市、静岡県、豊橋市、鳥取県、島根県、浜田市、徳島県、佐賀市、熊本市、宮崎県

○当市においても、改正地球温暖化対策の推進に関する法律により示されたより詳細な目標などを作成することは、難しいと考えるため、簡素化に期待する。

○当市では温室効果ガスの排出削減量について、国のマニュアルに沿って算出しているが、国や都道府県の統計値をもとに按分しており、当市で実施している施策等が正確に反映されていないのが現状である。また、算出方法も複雑かつ専門的であるため、担当職員も実績値の算出に苦慮している。

ゆえに削減目標値の算出にあたっては、より簡単かつ正確な方法に見直すことを求める。

○当市において、温暖化対策実行計画(区域施策編)の策定にあたっては、市域の温室効果ガス排出量の算定及び、中長期目標の数値設定について、職員のみでの算出は不可能であったため、策定支援業務にあたる委託契約を締結した経緯がある。

国の示す削減目標見直しに合わせて、近年中に削減目標変更を含めた実行計画改訂を予定しているが、温対法改正も勘案した上で改訂を行う必要があるため、外部業者に委託発注をする必要がある。実行計画に反映すべき内容は複雑化してきており、これに対応する業務が増加してきている。本業務内容を簡単かつ正確な方法に見直すことが出来れば、その分、地球温暖化対策を通じた地域の利益の追求や多様な課題への対応等に注力できるものが増える。

○削減値算出にあたっての国の示すマニュアルは、内容が広範囲・専門的で職員が対応することは困難であることから、委託に出して計画を作成せざるを得ない。削減目標値の算出にあたっては、より簡単かつ正確な方法に見直すこと。また、温対法において必要とされている審議会開催要件を任意とすること。

○当県は、「気候変動対策推進計画(地方公共団体実行計画と地域気候変動適応計画を一本化した計画)」を策定しているところだが、計画策定にあたっては、温室効果ガス削減シナリオ策定業務の委託料や計画策定委員の報酬など、多大な財政負担となっているところであり、同様に財政負担の軽減及び事務の効率化を求めている。

○計画の進捗管理のため、二酸化炭素排出量算出について、毎年多量のデータ収集や分析作業など事務負担が大きい、算定結果は統計データ等から案分した推計でしかなく、地方自治体の施策が反映された結果とはいえず、天候や国内外の情勢等が大きく左右するものとなる。

○当市において、温暖化対策実行計画(区域施策編)の策定にあたっては、市域の温室効果ガス排出量の算定及び、中長期目標の数値設定について、職員のみでの算出は不可能であったため、策定支援業務にあたる委託契約を締結した経緯がある。

国の示す削減目標見直しに合わせて、近年中に削減目標変更を含めた実行計画改訂を予定しているが、温対法改正も勘案した上で改訂を行う必要があるため、外部業者に委託発注をする必要がある。実行計画に反映すべき内容は複雑化してきており、これに対応する業務が増加してきている。本業務内容を簡単かつ正確な方法に見直すことが出来れば、その分、地球温暖化対策を通じた地域の利益の追求や多様な課題への対応等に注力できるものが増える。

○当市においても、計画策定に係る以下の事務について、委託に出しており、負担が大きくなっている。温室効果ガスの総量削減目標の設定にあたって、国の示すマニュアルは、先行事例の簡単な紹介にとどまっており、例えば、国施策による地方自治体の削減量を試算する場合において、県の活動量をどういった指標で測るかなどの明確な手法を示していない。そのため、削減施策に応じて最適な指標で按分することを職員が対応することは困難であることから、委託に出して調査の上試算を行わざるを得ない。

国は指定都市等において再生可能エネルギーの導入目標を義務付けているが、マニュアルにおいて目標設定に係る明確な手法を示しておらず、内容が専門的で職員が対応することは困難であることから、委託に出して目標設定せざるを得ない。

排出量の推計については、マニュアルにおいて標準的な手法が示されているものの、国により標準的な推計ツールが提供されておらず、職員が複数の統計を用いてデータを整理し、推計を行うことが専門的で困難であることから、委託に出して独自のツールを作成せざるを得ない。

○計画の策定・改定にあたっては、技術的・財政的な困難があることから、支援の拡充をしていただきたい。

各府省からの第1次回答

地方公共団体実行計画区域施策編は、これまで都道府県や政令指定都市等について策定義務が課せられていたが、地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律(令和3年法律第54号)において、これら以外の市町村においても策定について努力義務とする旨規定された。2050年までの脱炭素社会の実現に向けては、多様な主体が参加・連携した取組が重要であり、地方公共団体には、地域の自然的社会的条件に応じて、地域の事業者・住民と連携し、まちづくりの推進と併せて、再生可能エネルギーの最大限の導入や徹底した省エネルギーの推進等を行うことが期待されている。

一方、地方公共団体の規模等によっては、計画策定を行う際の人材・知見が十分ではない場合もあることから、国の技術的助言である「地方公共団体実行計画策定・実施マニュアル」(以下「マニュアル」という。)においては、温室効果ガス排出量の推計や目標設定の方法等の解説を行うとともに、地方公共団体の区分ごとに取り組むことが考えられる施策について整理しているほか、特に小規模な市町村については、排出量の推計について国が提供するデータを最大限活用することや、地域の経済的・社会的課題の解決に資する施策の立案に注力し、簡素な内容の計画とすること等を推奨しているところ。また、マニュアルについては、地方公共団体における計画策定等により役立つよう、今年度中を目処に改定を行う予定。さらに、全ての都道府県・市区町村ごとに区域のCO₂排出量等を示した「自治体排出量カルテ」や、区域施策編の「ひな型」や最低限計画に記載すべき事

項等をまとめたマニュアルの簡易版を策定・公表しているところ。今後も、地方公共団体のご意見等を踏まえ、事務負担軽減を図るよう、これらのマニュアル、ツール等による情報提供を行い、地方公共団体の計画策定を支援していく。

また、地方公共団体実行計画を策定、改定しようとするときは、法第 22 条に基づく地方公共団体実行計画協議会が組織されている場合は、同協議会にて協議しなければならないとされている。一方、協議会を組織することそのものは任意の規定であり、地域の実情に応じて設置の要否を判断することが可能である。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

本編 170 ページ、算定手法編 300 ページにも及ぶマニュアルでは複数の算定手法が例示されているが、精度を考慮した算定手法を選択するには、算定に用いる統計の特性(全数調査か、アンケートからの類推か、等)などを把握する必要があり、その選択・決定はマニュアルを見るだけでは困難である。削減量の算定にあたっては、自治体別に公表されている統計値を使用するとともに、シート上にどの統計数値のどの部分を採用すれば算定できるのかを明示していただきたい。

自治体排出量カルテは、現状の把握はできるものの、今後自治体が対策を行うべき分野がどこなのか、業種別に細かい分析を行うことができず、また、二酸化炭素以外の温室効果ガスの排出量が反映されていない。結果、職員がこれらのマニュアル・ツール等によって計画を策定することは難しく、結局外部委託せざるを得ない。地方公共団体に策定義務を課す計画である以上、自治体別に削減目標値や実績値を容易に誰でも算出できるよう、改めて見直していただきたい。

(回答記入時点(7月 29 日時点)では、環境省ホームページにおいて簡易版マニュアルは準備中とされており、内容の確認ができていない。)

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】

地方公共団体温室効果ガス排出削減等実行計画の策定手続きについて、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となるよう見直しを行うとともに、計画に記載すべき削減目標値の算出にあたっては負担を軽減するための措置を検討すること。

加えて、具体的な実行手法は地方に委ねるよう、政策実施の方法などの見直しを行うこと。

【全国町村会】

提案団体の意向を踏まえ適切な対応を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

計画策定等の見直しは、閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2022」で「国が地方自治体に対し、法令上新たな計画等の策定の義務付け・枠付けを定める場合には、累次の勧告等に基づき、必要最小限のものとするに加え、努力義務やできる規定、通知等によるものについても、地方の自主性及び自立性を確保する観点から、できる限り新設しないようにするとともに、真に必要な場合でも、計画等の内容や手続は、各団体の判断にできる限り委ねることを原則とする。あわせて、計画等は、特段の支障がない限り、策定済みの計画等との統合や他団体との共同策定を可能とすることを原則とする。」と明記され、地方からはこの原則明記を高く評価するとともに、既存の計画の見直しを求める声が強まっている。

この原則を十分に踏まえ、地方からの提案が最大限実現するよう前向きに対応いただきたい。

地方公共団体から見直しを求める声が上がりが続けるのは、制度的に見直しの必要性があるからではないか。制度的対応として、例えば、

(1) 市町村間又は都道府県・市町村間の協議による共同策定

(2) 都道府県による補完として計画策定事務や関連する実施事務の地方自治法上の事務委託又は代替執行により、市町村における負担が軽減されるのでないか。そのために、地方公共団体の意見を聞いて、共同策定や事務委託等に関する事務連絡や簡易なマニュアル等の整備を検討すべきではないか。

自治体排出量カルテについては、現状の把握はできるものの、今後自治体が対策を行うべき分野がどこなのか、業種別に細かい分析を行うことができず、また、二酸化炭素以外の温室効果ガスの排出量が反映されていない。結果、職員がこれらのマニュアル・ツール等によって計画を策定することは難しく、結局外部委託せざるを得ない状況にある。地方公共団体に策定義務を課す計画である以上、全ての地方公共団体において削減目標

値や実績値を容易に算出できるよう、地方公共団体の意見を踏まえながら過度な負担とならないよう、マニュアルやツールを見直していただきたい。

各府省からの第2次回答

地方公共団体の温室効果ガス排出量の推計や削減目標の設定を支援するため、排出量の推計手法の見直しや再生可能エネルギー導入目標の設定方法等について検討を進めているところであり、今後、7月26日に環境省ウェブサイトにて公表した「地方公共団体実行計画策定・実施マニュアル」の簡易版についても、こうした検討を踏まえて改定を行う予定。また、地方公共団体からの要望を踏まえ、都道府県・市町村別の電力消費量等や、再生可能エネルギーによる発電実績のデータを来年度から地方公共団体へ提供できるよう、関係省庁と連携しつつ、準備を進めている。さらに、「地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業」により、地方公共団体への財政支援も実施しているところ。こうした取組を通じて、計画策定が地方公共団体の過度な負担とならないよう支援していく。

なお、地方公共団体実行計画の策定にあたっては、地方公共団体の判断により、政策的に関連の深い他の計画等と一体のものとして策定することや他の地方公共団体との共同策定をすることが可能である。また地方自治法に基づく手続きを経て、地球温暖化対策に関する事務の委託や代替執行も可能である。

令和4年の地方からの提案等に関する対応方針（令和4年12月20日閣議決定）記載内容

5【環境省】

(11)地球温暖化対策の推進に関する法律(平10法117)

地方公共団体実行計画(21条1項)の策定に係る地方公共団体への支援については、以下のとおりとする。

- ・温室効果ガスの排出量の推計手法を見直し、再生可能エネルギー導入目標の設定方法を示すなど、地方公共団体実行計画を策定しようとする地方公共団体の検討に資するよう、地方公共団体実行計画策定・実施マニュアルを改定し、地方公共団体に令和4年度中に通知する。
- ・地方公共団体実行計画の策定に資するよう、定期報告(電気関係報告規則(昭40通商産業省令54)2条)から得られる情報に基づき、需要電力量や再生可能エネルギー発電設備による電力量等を、地方公共団体に令和5年度中に提供する。
- ・二酸化炭素以外の温室効果ガス排出量のデータの提供について検討し、令和5年度を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

環境省 最終的な調整結果

管理番号

144

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

06_環境・衛生

提案事項(事項名)

産業廃棄物処理業許可申請書類における住民票及び登記事項証明書についてマイナンバー情報等により電子上での確認を可能とすること

提案団体

広島県、宮城県、広島市、愛媛県、中国地方知事会

制度の所管・関係府省

デジタル庁、総務省、法務省、環境省

求める措置の具体的内容

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定める産業廃棄物処理業許可申請にあたり、登記事項証明書又は住民票の写しの書面提出によらずに、例えばマイナンバー制度における情報連携等により電子上での内容確認が可能となるよう、必要な措置を講じること。

具体的な支障事例

廃棄物処理業許可にあたり、法人にあつては登記事項証明書、個人にあつては住民票の写しを添えなければならないと施行規則に規定されており、申請者が各行政窓口で取得し、書面を提出する必要がある。また、これにより電子申請への移行が困難となっている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

申請に当たって、添付書類が少なくなるほか、申請者による書類の取得作業がなくなるなど、申請者、行政双方の効率化が図られる。

根拠法令等

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条、第14条の4、第15条、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第9条の2、第10条の4、第10条の12、第10条の16、第11条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

青森県、さいたま市、清瀬市、川崎市、静岡県、熊本市、大分県

○住民票や登記事項証明書の内容をもとに市町等への欠格照会を行っている。申請者、行政双方の効率化、審査の迅速化のためには、マイナンバー等により欠格事項への確認ができるよう、必要な措置を講じていただきたい。（R3欠格照会：年17,000件超）

各府省からの第1次回答

登記事項証明書については、令和4年度中に一部の地方公共団体を対象に登記情報連携の先行運用を開始することとしており、また、令和5年度までに、登記情報連携の利用拡大に伴う効果、影響等に関する調査・分析を実施することとしている。こうした登記事項証明書の添付省略に関する全体的な取組の中で、御要望への対

応について必要な検討を行うこととする。

住民票については、氏名・住所等を確認するとともに、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び同法施行規則で定める許可の欠格要件に該当しないかどうかを審査するための犯歴照会を可能とする目的で本籍の記載のある住民票の写しの提出を求めている。欠格要件の犯歴照会には個人を特定する情報として番地までの本籍情報が必要であるところ、マイナンバー制度における戸籍情報連携においては、個人を特定する情報としての本籍地の情報を連携できず、市町村コードまでに限られるため、現時点では対応が困難であるが、本籍地の確認を可能とする他の手法を含め必要な検討を行う。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

登記事項証明書について、登記情報連携の利用拡大に伴う効果、影響等に関する調査・分析を踏まえ、要望対応をご検討いただけるとのことで、よろしく願います。

本籍地情報の入手にあたっては、免許証とマイナンバーカードの統合(2024年度末予定)を契機とし、マイナンバーカードを活用して情報入手を可能とする等の制度構築に期待しているところである。現時点で住民票の写しの添付については、本籍地取得の目的に鑑み、現時点での対応が困難な旨は理解するが、国民負担の軽減のため、ご回答のとおり、本籍地の確認を可能とする他の手法を含め、既存の枠組みにとられない柔軟な発想による検討を進めていただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】

提案団体の提案を考慮した検討を求める。

各府省からの第2次回答

登記事項証明書については、第1次回答で提示した方針のとおり御要望への対応について引き続き検討を行う。

住民票の写しの書面提出については、本籍地の確認を可能とする他の手法を検討することを含め、廃棄物処理法における手続き全体について多角的な視点から手続きの合理化の検討を行う。

令和4年の地方からの提案等に関する対応方針(令和4年12月20日閣議決定)記載内容

5【デジタル庁(8)】【総務省(17)】【法務省(10)】【環境省(1)】

住民基本台帳法(昭42法81)及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭45法137)

(i) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、産業廃棄物処理業の許可などに関する事務を処理する場合については、住民基本台帳ネットワークシステムから本人確認情報(住民基本台帳法30条の6第1項。以下同じ。)の提供を受けることができるものとする。

(ii) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく手続については、許可等の申請であって、既得の本籍にかかる情報に変更がない場合等について、令和5年度中に省令を改正し、住民基本台帳ネットワークシステムから本人確認情報の提供を受けることにより住民票の写しの添付を省略することを可能とする。

また、その他の場合について、住民票の写しの添付の省略を可能とすることについて検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(iii) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下この事項において「法」という。)に基づく産業廃棄物処理業の許可(法14条1項又は6項)、特別管理産業廃棄物処理業の許可(法14条の4第1項又は6項)及び産業廃棄物処理施設の許可(法15条1項)等における登記事項証明書の添付については、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和4年6月7日閣議決定)に基づき、令和4年度中に一部の地方公共団体を対象とした登記情報連携の先行運用を開始するとともに、更なる利用拡大に向けて、令和5年度に実施する登記情報連携の利用拡大に伴う効果、影響等に関する調査・分析結果等を踏まえ、登記事項証明書の添付省略を全国の地方公共団体へ拡大するための必要な対応について検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

環境省 最終的な調整結果

管理番号

161

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

06_環境・衛生

提案事項(事項名)

自動車 NOx・PM 法の規定による特定事業者の要件緩和

提案団体

兵庫県

制度の所管・関係府省

環境省

求める措置の具体的内容

自動車 NOx・PM 法第 33 条及び同法施行令第 8 条第 2 項に規定されている「特定事業者」の要件(一の都道府県の区域内に使用の本拠の位置を有する対象自動車の使用台数)を、現行の 30 台から大規模事業者(200 台以上)のみが対象となるよう緩和すること。

具体的な支障事例

【現状】

自動車 NOx・PM 法では、一の都道府県の区域内に使用の本拠の位置を有する対象自動車を 30 台以上使用する事業者を「特定事業者」と位置づけ、「自動車使用管理計画書」(法第 33 条)及び「自動車使用管理実績報告書」(法第 34 条)の作成、知事への提出を義務付けている(令和3年3月末現在 166 事業者)。

令和2年度から令和4年度にかけて国が自動車 NOx・PM 法の見直しを検討した結果、中央環境審議会の答申では、総量削減基本方針の目標はほぼ達成されていると評価されている。また、特定事業者の自動車使用管理計画についても、環境性能の高い車両への代替等の取組の結果、排出量が削減され、「関係者の事務負担軽減の観点から計画項目や対象車種の見直し等、計画策定事務の合理化を検討することが望ましい」とされている。

【支障】

計画(報告)作成に必要な各種データの把握・管理等に係る事業者の事務負担が大きいこと、事業者からの苦情・問い合わせ対応や計画未策定の事業者に対する助言、提出された計画(報告)の統計処理等に係る県の負担も大きい。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

計画(報告)作成に伴う事業者の負担軽減及びそれらの統計処理等を行う地方公共団体の事務負担軽減が図られる。

当県の場合、対象を大規模事業者(200 台以上)とした場合の台数捕捉率は現行の 1.18%から 0.60%に低下するが、対象事業者数の減(166 社から 19 社に減少)に比べると影響は軽微である。

根拠法令等

自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法第 33 条、第 34 条、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行令第 8 条第 2 項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

—

○当市に権限は委譲されていないが、関係者の事務負担軽減については、自動車 NOx・PM 法の趣旨を鑑み、台数を緩和するのではなく、乗用車に比べて環境への負荷が大きいトラック・バス重量車を適切に管理できるよう、乗用車を報告対象外へ見直す等の方向性が望ましいと考える。

各府省からの第 1 次回答

令和4年4月に中央環境審議会が取りまとめた「今後の自動車排出ガス総合対策の在り方について(答申)」においては、環境基準値を超過する可能性が十分に低い濃度レベルには至らなかった測定点が一部あったこと等から、引き続き現行の自動車NOx・PM法に基づく各種施策を継続することが必要であるとしているが、自動車使用管理計画については、「制度の効果を担保しつつ、関係者の事務負担軽減の観点から計画項目や対象車種の見直し等、計画策定事務の合理化を検討することが望ましい。」としており、これを踏まえ、自動車使用管理計画の制度を維持しつつ、地方公共団体及び事業者の事務負担の軽減を図ることとする。具体的には、特に事務負担の大きい排出量算定に係る計画・報告の項目を削除する関係省令等の改正、大気汚染物質を排出しない車両(EV等)を計画・報告の対象から外れるように運用を改善するための通知の発出を、年内目途に行うこととする。

なお、特定事業者制度の合理化にあたっては、同答申において、施策の効果を担保することが条件となっていることなどから、「特定事業者」における台数要件を一律に緩和することは施策の効果を低減させることになるため、適当ではないと考えている。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

令和4年4月に中央環境審議会がとりまとめた答申では、「制度の効果を担保しつつ、関係者の事務負担軽減の観点から計画項目や対象車種の見直し等、計画策定事務の合理化を検討することが望ましい。」とされているところであるが、「特定事業者」における台数要件の緩和により「制度の効果が低減する根拠が不明である。答申後の見直し案では、自動車使用管理計画制度の最も基本的な項目である「窒素酸化物・粒子状物質の排出量及び目標」を削除する方針が示されている。法第1条に記載されている「事業活動に伴い自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の排出の抑制のための所要の措置を講ずる」上で、特定事業者による排出量の把握や目標設定が不要となった場合でも「制度の効果が担保されるのであれば、特定事業者の要件緩和による影響についても軽微であると考えられるとともに、事務負担軽減の効果も高いことから、再考いただきたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】

自動車 NOx・PM 法の規定による特定事業者の要件緩和については、都道府県の裁量が増えるような検討を求める。

各府省からの第 2 次回答

＜特定事業者の台数要件について＞

自動車使用管理計画は、排出量が相対的に大きくなる大規模な事業者を対象に、低公害車の導入やエコドライブ等の取組を促進させることで、各事業者から排出される窒素酸化物量及び粒子状物質排出量を低減させることを目的として策定するものである。

事業活動に伴う自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制は、法第4条に定める責務規定にあるとおり原則としてすべての事業者が取り組むべきものである。ただ当該計画の策定については、当時条例又は要綱に基づき関係都府県で行われていた自主管理計画制度の対象規模よりも小規模事業者まで対象にすると、事業者及び行政の双方の負担に比して削減効果が少なくなり、効率が悪くなることから、30台を要件とし、制度の対象外とした。

台数要件を200台に緩和し、非常に大規模な事業者を対象を限定することは、計画の策定義務を負う事業者

数が大幅に減少することとなり、低公害車の代替等の取組が現状より停滞することが懸念され、自動車使用管理計画制度の目的の達成を危うくするものと考えられる。そのため、台数要件を緩和することは答申の趣旨からも逸脱すると考えている。

なお、答申を踏まえ、地方公共団体及び事業者の事務負担の軽減を図るために、特に事務負担の大きい排出量算定に係る計画・報告の項目を削除する関係省令等の改正、大気汚染物質を排出しない車両(EV等)を計画・報告の対象から外れるように運用を改善するための通知の発出を、年内目途に行うこととしている。

<都道府県の裁量について>

台数要件については、複数の対策地域を跨いで事業所を持つ事業者がいることを踏まえると、地域によって対応が変更し得ることは事業者の混乱を来すことにもなり、適切ではない。

令和4年の地方からの提案等に関する対応方針（令和4年12月20日閣議決定）記載内容

5【環境省】

(9)自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平4法70)

自動車使用管理計画(33条)については、都道府県及び事業者の事務負担を軽減するため、以下の措置を講ずる。

・省令を改正し、特定自動車に係る自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質の排出量の確認等の一部の項目について削減する。

[措置済み(自動車運送事業者等以外の事業者に係る自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制のための計画の提出方法等を定める命令の一部を改正する命令(令和4年内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第1号))]

・大気汚染物質を排出しない車両が、自動車使用管理計画の作成要件にあたる政令で定める台数に含まれないことを明確化し、都道府県に通知する。

[措置済み(令和4年11月28日付け環境省水・大気環境局自動車環境対策課長通知)]

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

環境省 最終的な調整結果

管理番号

188

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

06_環境・衛生

提案事項(事項名)

大気汚染防止法等に基づく届出のワンスオンリー化

提案団体

埼玉県、さいたま市、熊谷市

制度の所管・関係府省

経済産業省、環境省

求める措置の具体的内容

環境関連施設を有する企業が、大気汚染防止法や水質汚濁防止法等の複数の規制法令に基づき、各法令ごとにほぼ同内容の届出を複数の自治体に対して行うことが義務付けられている現行制度を見直すこと。具体的には、事業者がオンラインで届出を行うことで、複数の規制法令に基づく一括の届出と見なすことができ、複数の自治体に情報が共有されるシステムを構築すること。

また、オンラインシステムの構築に向けて、1つの届出により以下①及び②が達成できるよう現行の規定を見直すこと。

①複数の規制法令に基づく一括の届出と見なす。②対象施設が複数の地方自治体に設置されている場合においてもそれぞれに届出を行ったこととみなす。

特に①については、オンラインシステムの実装を待たずに規定を見直すこと。

具体的な支障事例

【現行制度】

大気汚染防止法や水質汚濁防止法、ダイオキシン類対策特別措置法等の複数の規制法令に基づく届出対象施設を設置している工場・事業場の事業者は、氏名・住所等の変更や、地位の承継があった場合に、各々の法令に基づく届出書(氏名等変更届及び承継届)に、ほぼ同一の事項を記載して、施設の所在地を管轄する地方自治体に提出しなければならない。例えば、廃棄物焼却炉は、大半が大気汚染防止法やダイオキシン類対策特別措置法といった複数の規制法令に該当する施設であり、各々の法令に基づく複数の届出書を提出する必要がある。また、届出対象施設を複数の地方自治体で設置している事業者の場合においても、事業者は各々の地方自治体に対して、同内容の届出を行わなければならない。

【支障事例について】

現行制度下では、複数の法令ごとに、または、複数の地方自治体に対して、ほぼ同内容の届出を行わなければならない事例があり、事業者の負担となっている。また、同内容の届出であるにもかかわらず、各法令に基づく届出様式や、届出先の自治体が複数存在するため、事業者が様式や届出先の自治体を誤る事例もあるなど、制度が煩雑となっている。

【制度改正の必要性】

平成8年3月29日付け環境庁通達において、事業者への負担軽減を鑑み、複数法令で使用できる氏名等変届及び承継届に関する書式の共通化及び届出窓口の一元化に配慮するよう示されている。しかしながら、本通達では、氏名等変更届及び承継届について必要枚数を複写した上で、法令ごとに提出する方法が示されている。また、届出窓口の一元化も、同一自治体に提出する場合に限定されており、その効果は限定的と考えられる。(届出対象施設を複数の地方自治体で設置している事業者は所在地を管轄する地方自治体に対し、同内容の届出を行わなければならない。)

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

ワンスオンリー化、オンライン化の実現により、行政事務の効率化及び届出を行う事業者の負担軽減につながる。

根拠法令等

大気汚染防止法第 11 条、第 12 条、大気汚染防止法施行規則第 11 条、第 12 条、水質汚濁防止法第 10 条、第 11 条、水質汚濁防止法施行規則第 7 条、第 8 条、ダイオキシン類対策特別措置法第 18 条、第 19 条、ダイオキシン類対策特別措置法施行規則第 6 条、第 7 条、工業用水法第 9 条、第 10 条、工業用水法施行規則第 7 条、第 8 条、建築物用地下水の採取の規制に関する法律第 7 条、第 8 条、騒音規制法第 10 条、第 11 条、騒音規制法施行規則第 8 条、第 9 条、振動規制法第 10 条、第 11 条、振動規制法施行規則第 8 条、第 9 条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

青森県、郡山市、ひたちなか市、前橋市、浜松市、豊橋市、豊田市、滋賀県、久留米市、長崎県、熊本市、大分県

○当市でも同様の事例が生じており、同事業所で複数の法令の施設を設置している場合、それぞれ届出をしなければならないが、一部の施設の届出が漏れてしまっているケース等が見受けられる。一届出で複数の法令の届出が可の様式になれば、それらの防止ができる。

○例えば A・B・C 市に設置している施設について、届出は A 市にすれば、B・C 市にも届出したことになると思われるが、この場合 A 市から B・C 市に届出内容を送付しなければならないなどの業務量の増加が推測される。また、事業所においても A・B・C 市のどこに届出すればいいのかの判断基準がない。また、A 市は B・C 市にその事業所が施設を設置しているのかの情報を持っていないため、届出を受け取っていいのかわからない。それらの問題が懸念されるため各々の地方自治体に届出する現行制度を維持したい。

○新型コロナウイルス感染症により、「人と接触を避ける」非対面での行政手続が求められていることから、地方自治体が「登記情報提供サービス」により所有者等を確認することで、届出者の利便性の向上や負担軽減に大きく資する。届出のオンライン化の実現性が高くなることから、統一的な手法として認められることが望ましい。

各府省からの第 1 次回答

御指摘の①②のような課題に対しては、現在、環境省においてオンラインで行うことができるよう検討を進めているところ。事業者及び地方公共団体の利便性の向上に加え、御担当者の事務負担ができる限り軽減されるよう、工夫して検討していきたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

オンライン化について、御検討いただいているとのことで感謝申し上げます。

②の実現にはオンライン化が必要と考えるが、①はオンライン化に先立ち早急に仕組みの構築をしていただきたい。仕組みの構築にあたっては、オンライン化された後も一定数は窓口での申請が残ることが想定されるため、それを前提に御検討いただきたい。

併せて、提案実現に向けた検討の内容やスケジュールについても具体的に御教示いただきたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】

提案団体の提案を考慮した検討を求める。オンラインシステム化に当たっては、今回取り上げられている法律以外を含めた、公害関係法令を統括的に取り扱うものとし、申請者及び地方公共団体において費用負担が生じないものとする。さらに、自治体の条例に基づき規制対象となる施設に関する類似の届出等手続きについても配慮されたい。

【全国町村会】

提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。

各府省からの第2次回答

届出等のオンライン化に関しては、現在、デジタル庁が中心となって政府共通基盤となるシステム(e-Gov)の整備・改修等を進めており、大気汚染防止法等についても、当該システムを活用する方向で検討を進めているところ。御要望事項についてはデジタル庁と共に検討したい。

そのうえで、①については、平成8年の環境省通知において一括の届出を可能としているが、御指摘のとおり、実際の届出において複数シートに同じような項目を記載して提出しなければならない印象を与えている場合がある。当該通知の本文及び別紙3を修正し、再度通知を発出する対応を検討したい。

令和4年の地方からの提案等に関する対応方針（令和4年12月20日閣議決定）記載内容

5【環境省】

(3)大気汚染防止法(昭43法97)、騒音規制法(昭43法98)、水質汚濁防止法(昭45法138)、振動規制法(昭51法64)及びダイオキシン類対策特別措置法(平11法105)

各法令で定められている事業者の氏名の変更等の届出及び承継の届出については、以下のとおりとする。

・「大気汚染防止法等に係る氏名変更等届出書及び承継届出書の様式の共通化及び提出窓口の一元化について」(平8環境庁大気保全局企画課大気生活環境室長、大気規制課長、水質保全局水質管理課長、水質規制課長)を改正し、各法令に基づく届出書の様式を改めて共通化した上で、一括の届出が可能であることを、改めて地方公共団体に令和4年度中に通知する。

・複数の法令に基づく届出を複数の地方公共団体へ一括で提出可能とする仕組みについては、地方公共団体が利用するLGWANへの接続が令和6年度に予定されている政府共通の電子申請システム(e-Gov電子申請)の在り方を踏まえつつ検討し、令和7年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

環境省 最終的な調整結果

管理番号

189

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11_その他

提案事項(事項名)

「登記情報提供サービス」を利用して取得した公図等が、土壤汚染対策法施行規則における「土地の所有者等であることを証する書類」とすることの明確化

提案団体

埼玉県、さいたま市

制度の所管・関係府省

環境省

求める措置の具体的内容

土壤汚染対策法に基づく申請等において、不動産登記法に基づく地図(公図を含む。)及び図面に関し、地方自治体が「登記情報提供サービス」を利用して取得したものについては、法務局で発行されるものと同様に、申請等における土地の所有者等であることを証する書類とすることを認めるとともに、通知等で明確化すること。

具体的な支障事例

【現行制度】

事業者等が地方公共団体に対して申請等を行う際に、不動産登記法に基づく地図(公図を含む。)及び図面(以下「公図等」という。)の添付が必要となる手続がある。

土壤汚染対策法施行規則に係る通知「土壤汚染対策法の一部を改正する法律による改正後の土壤汚染対策法の施行について」(平成31年3月1日付環水大土発第1903015号)では、土地の所有者等であることを証する書類として、登記事項証明書及び公図の写しの添付を求めている。

【支障事例について】

申請者等は、法務局の窓口や郵送で公図等を取得しなければならず、負担が生じている。また、行政のデジタル化を妨げる要因ともなっている。

地方公共団体は、「登記情報提供サービス」において、登記所が保有する公図等の情報と同一の情報を取得することができるため、当該情報が土地の所有者等であることを証する書類として認められれば、申請者等が法務局の窓口や郵送で公図等を取得する必要がなくなる。しかし、例えば平成31年3月1日付環水大土発第1903015号では、「土地の所有者等であることを証する書類」について「登記事項証明書及び公図の写し」と明記されているものの、「登記情報提供サービス」を利用して取得した公図等については触れられていない。「登記情報提供サービス」を利用して取得した地図等が土地の所有者であることを証する書類として認められていなければ、申請者等は、結局、法務局の窓口や郵送で公図等の添付書類の請求手続を行わなければならず、利便性の向上に繋がらない。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

法務局の窓口や郵送で添付書類の請求手続を行う必要がなくなり、申請者等の利便性の向上に繋がる。加えて、行政のデジタル化が推進される。

根拠法令等

土壤汚染対策法第4条、第14条、土壤汚染対策法施行規則第23条第2項、第56条第4号、土壤汚染対策法の一部を改正する法律による改正後の土壤汚染対策法の施行について(平成31年3月1日付環水大土発第

1903015号)、土壤汚染対策法施行規則の一部を改正する省令及び汚染土壤処理業に関する省令の一部を改正する省令の施行について(令和4年3月24日付環水大土発第2202212号)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

青森県、盛岡市、郡山市、川崎市、山梨県、豊橋市、寝屋川市、徳島県、福岡県、熊本市

○申請者等が法務局の窓口や郵送で添付書類の請求手続を行う必要がなくなるため、利便性の向上に繋がることが期待できる。

各府省からの第1次回答

現状、土壤汚染対策法における申請等の手続において、土地の所有者等であることを証するために公図等の情報を提出する場合、手続の受け手である地方公共団体が当該情報を正確に把握できるときは、必ずしも紙媒体で行政機関から発行された書類を添付することは要しない。
登記所が保有する登記情報をWEBで確認できる「登記情報提供サービス」についても、照会番号が記載されたPDF等は申請等の手続に利用可能であり、今年度中に通知等で考え方を明確化することとする。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

地方公共団体及び事業者の負担軽減に資するため、ご回答に示されたとおり対応いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】
提案団体の提案を考慮した検討を求める。

各府省からの第2次回答

提案内容を踏まえ、「土壤汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン(改訂第3.1版)」において、公図に関して紙媒体で発行された書類に限らず、登記情報提供サービスを利用して取得した照会番号付きの電子ファイル等の利用も想定される旨の考え方を明記し、令和4年8月31日にHP上で公開済みである。
(<https://www.env.go.jp/water/dojo/gl-man.html>)

令和4年の地方からの提案等に関する対応方針(令和4年12月20日閣議決定)記載内容

5【環境省】
(15)土壤汚染対策法(平14法53)
(ii)一定規模以上の土地の形質変更に係る届出(4条1項)及び要措置区域又は形質変更時届出区域の指定の申請(14条1項)に関し、当該土地の所有者等であることを証する書類として運用上添付する公図の写しについては、「土壤汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン」(平22環境省水・大気環境局土壤環境課)を改訂し、登記所が保有する登記情報をオンラインにより確認できる「登記情報提供サービス」を利用して取得した、照会番号付きの電子媒体による当該情報の使用も可能である旨を明確化し、地方公共団体に通知する。
[措置済み(令和4年8月31日付け環境省水・大気環境局水環境課土壤環境室長事務連絡)]

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

環境省 最終的な調整結果

管理番号

216

提案区分

A 権限移譲

提案分野

07_産業振興

提案事項(事項名)

事業協同組合等の設立認可等に関する事務の都道府県への権限移譲

提案団体

山口県、中国地方知事会、九州地方知事会

制度の所管・関係府省

環境省

求める措置の具体的内容

中小企業等協同組合法に基づく2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合等の設立の認可、定款変更の認可、報告の徴収、検査等、法令等の違反に対する処分等の事務について、地方環境事務所から都道府県へ権限の移譲。

具体的な支障事例

2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合で、組合員の資格として定款に定められている事業が複数省庁の所管にわたる場合、各省庁の事務処理の進捗状況が様々であり、認可までに多くの日数を要している。例えば、一般廃棄物処理事業、愛がん動物卸売事業の他、7省庁の所管事業を組合員の資格として定款に定める事業協同組合が、組合員の新規加入により定款を変更する場合、申請から認可までに2~3カ月要するため組合員の新規加入手続きが遅れ、当該組合員が、組合加入による利益を受けることができるまでに過大な時間を要する等の支障が生じている。また、事業協同組合は各省庁に対し手続きを行わなければならない、県内を活動地区とする組合に対して統一的な対応を行うことができない。当県における地方環境事務所所管分の認可等の実績は、過去3年間で9件である。

一方、厚生労働省(地方厚生局所管業務)、農林水産省、経済産業省及び国土交通省(地方運輸局又は地方整備局所管業務)の所管分は、2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合であっても、主たる事務所がある都道府県が、定款変更等の事務を行うことができることとなった。

こうした状況に鑑み、地方環境事務所が所管する事業を組合員の資格事業に含む2以上の都道府県の区域にわたる組合に係る事務等についても、都道府県へ権限移譲がされることにより、都道府県に移譲済みの事務及び権限と併せて、統一的かつ迅速な対応を行うことができ、県民サービスの向上に繋がるものと考えられる。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合等であっても、都道府県で事務手続きを行うことができることから、事務手続きの負担軽減や手続きに要する日数の短縮を図ることができる。また、組合に対する統一的かつ迅速な対応を行うことで、県民サービスを向上する効果が期待される。

根拠法令等

中小企業等協同組合法施行令第32条、第33条、中小企業団体の組織に関する法律施行令第11条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

大阪府、岡山県、長崎県、宮崎県

○事業協同組合が新たに事業を追加する際等には、認可に時間を要することにより事業協同組合への不利益がある等の支障が生じている。また、所管行政庁によって提出書類が異なることがあり、事業協同組合側の負担も大きく、一方で当府でも、各省庁に対して事務処理の進捗状況を確認する作業も発生している。こうした状況を鑑み、都道府県に権限移譲がされることにより、統一かつ迅速な対応ができるとともに、認可事務の負担軽減に繋がるものと考えられる。

各府省からの第1次回答

事業協同組合等に係る認可等の事務・権限(2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合等であって地方環境事務所の所管に係るものに関する事務・権限に限る。)については、都道府県に移譲する方向で、移譲後も実効性のある監督体制が整備できるかについて、今回提案のなかった都道府県も含めて確認し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

2以上の都道府県の区域にわたる組合に係る事務等について、都道府県へ権限移譲がされることにより、都道府県に移譲済みの事務及び権限と併せて、統一かつ迅速な対応を行うことができ、県民サービスの向上に繋がるものと考えられる。

既に、厚生労働省(地方厚生局所管業務)、農林水産省、経済産業省及び国土交通省(地方運輸局又は地方整備局所管業務)が所管する事務及び権限が都道府県に移譲されており、現行の体制でも受け入れが可能であることを踏まえ、検討を進めていただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】

中小企業等協同組合法を所管する関係省庁との前向きな検討を求める。

各府省からの第2次回答

ご指摘を踏まえて、中小企業等協同組合法を所管する関係省庁と連携し、事務・権限について都道府県に移譲する方向で前向きな検討を進めていきたい。

令和4年の地方からの提案等に関する対応方針(令和4年12月20日閣議決定)記載内容

4【環境省】

(1) 中小企業等協同組合法(昭24法181)及び中小企業団体の組織に関する法律(昭32法185)

中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合等に係る認可等の事務・権限(二以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合等であって地方環境事務所の所管に係るものに関する事務・権限に限る。)及び中小企業団体の組織に関する法律に基づく協業組合等に係る認可等の事務・権限(二以上の都道府県の区域にわたる協業組合等であって環境省の所管に係るものに関する事務・権限に限る。)については、都道府県に移譲する方向で、移譲後も実効性のある監督体制が整備できるか確認しつつ、関係する都道府県が連携する仕組みを整備すること等について検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

環境省 最終的な調整結果

管理番号

252

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

06_環境・衛生

提案事項(事項名)

地球温暖化対策実行計画及び気候変動適応計画の市町村による策定義務の廃止と都道府県計画の充実

提案団体

神戸市

制度の所管・関係府省

環境省

求める措置の具体的内容

地球温暖化対策実行計画及び気候変動適応計画の市町村に対する策定に関する規定の廃止および国、都道府県レベルでの計画策定の規定を充実させ、市町村についてはその計画をもとに当該自治体の実情に合わせて施策の強化を図る旨を規定すること。

具体的な支障事例

地球温暖化対策実行計画は地球温暖化対策の推進に関する法律第21条に基づき、国の「地球温暖化対策計画」に即して、都道府県及び市町村が定めるものと規定されている。

気候変動適応計画は気候変動適応法第12条に基づき、国の気候変動適応計画を勘案し、策定するよう努力規定が定められている。

地方公共団体の両計画は国の計画を基に各自治体の実情に合わせて策定する仕組みとなっているが、県と市で計画が重複する部分が多い。また、温室効果ガス削減については、エネルギー政策に大きく左右され、産業部門や運輸部門などは国レベルでの対策もしくはある程度広域での対策が効果的と考えられ、各自治体での計画に盛り込むのが難しい。計画策定に際し、目標値を定めるにあたっては各自治体がCO2排出量の詳細なデータを調査し、有識者などの専門家の意見を聞く必要があり、膨大な予算と事務負担が発生している。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

各自治体の実情に合わせた、より効率的かつ整合性のとれた施策の実施のために予算と人員を投入することができるようになり、住民への理解・啓発に資する。

根拠法令等

地球温暖化対策の推進に関する法律第21条、気候変動適応法第12条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、八王子市、清瀬市、新潟市、瑞穂市、豊橋市、宇和島市、佐賀市、大村市、熊本市、大分県、鹿児島市

○気候変動適応計画については、当市では地球温暖化対策実行計画の中に追加し策定しているが、国や都道府県が計画している内容と類似しているものが多い。

気候変動適応策については、計画の実効性が乏しくロードマップなど目標を設定することも難しいため、都道府県において各自治体の実情を総合的に勘案した目標を設定し、都道府県の計画を充実させたいうえで、市町村が実施できる施策を展開するというスキームの方が望ましいと考える。

○地球温暖化対策計画の市町村に対する策定の規定を廃止し、各自治体の実情に合わせた計画を国・都道府県レベルの計画を元に作成する件について支持する。予算・人員共に厳しい地方自治体では、業者に委託して新たに計画を策定することすらできないのが現状である。また仮に予算と時間・人員を投じて計画を策定したとしても、その計画がその自治体に見合ったものであるか、実効性があるかは疑問である。なぜなら、本提案内容でも記載されている通り、「エネルギー政策に大きく左右され、産業部門や運輸部門などは国レベルでの対策もしくはある程度広域での対策が効果的と考えられ、各自治体での計画に盛り込むのが難しい」からであり、目標を定めるにあたっては膨大な予算と事務負担が発生する。

以上から、「各自治体の実情に合わせた、より効率的且つ整合性のとれた施策の実施のため」、本提案を支持する。

○当市の温暖化対策実行計画(区域施策編)における温室効果ガス排出量算定方法については、各統計値から按分する方法をとっているため、実績値としてはおおよその値となっている。

このため市レベルで、脱炭素に向けた各分野での取組を実施しても、直接的に排出量削減が数値に反映できない。

気候変動対策は、広域的な取組が必要であるため、都道府県レベルでの目標設定のもと、それぞれの市町村で取り組むことが出来る施策を定める方が効率がよいと感じている。

○計画の目標設定に係る経費や事務の負担は当市も感じているところである。

○計画の進捗管理のため、二酸化炭素排出量算出について、毎年多量のデータ収集や分析作業など事務負担が大きい、算定結果は統計データから案分した推計でしかなく、地方自治体の施策が反映された結果とはいえ、天候や国内外の情勢等が大きく左右するものとなる。

○当市の温暖化対策実行計画(区域施策編)における温室効果ガス排出量算定方法については、各統計値から按分する方法をとっているため、実績値としてはおおよその値となっている。

このため市レベルで、脱炭素に向けた各分野での取組を実施しても、直接的に排出量削減が数値に反映できない。

気候変動対策は、広域的な取組が必要であるため、都道府県レベルでの目標設定のもと、それぞれの市町村で取り組むことが出来る施策を定める方が効率がよいと感じている。

○当市においても、計画策定に際し、温室効果ガスの総量削減目標や再生可能エネルギーの導入目標設定にあたっては、国の示すマニュアルが先事例の簡単な紹介にとどまっており、明確な手法を示していないことや、内容が専門的で職員が対応することが困難であることから、委託に出して調査し、部会や審議会でも識者の意見を聞く必要があるため、負担が大きくなっている。

県と市町村で計画が重複する部分について、県の計画に一本化することで、市町村の計画策定業務に係る事務負担の軽減や予算削減に繋がる可能性がある。

○地球温暖化対策実行計画等については、国レベル、あるいは都道府県レベルといった、より広域的対策が効果的である。特に再生可能エネルギーについては、市域や県域等を超えて導入されるケースも多く、国土利用という観点からも広域的な取組が必要。都道府県計画を充実させ、市町村は施策の強化を図ることにより、域内市町村が一丸となって取り組むことになり実効性もあがるものと思料される。

各府省からの第1次回答

【地方公共団体実行計画について】

2050年までの脱炭素社会の実現に向けては、多様な主体が参加・連携した取組が重要であり、地方公共団体には、地域の自然的社会的条件に応じて、地域の事業者・住民と連携し、まちづくりの推進と併せて、再生可能エネルギーの最大限の導入等を行うことが期待されている。このため地域の課題やニーズ等を最も把握している市町村についても計画策定を努力義務とする規定の維持は適当と考える。

一方、地方公共団体の規模等によっては、計画策定を行う際の人材・知見が十分ではない場合もあることから、特に小規模な市町村については、排出量の推計について国が提供するデータを最大限活用することや、地域の経済的・社会的課題の解決に資する施策の立案に注力し、簡素な内容の計画とすること等を推奨している。また、本計画は複数の市町村や都道府県との共同策定や政策的に関連の深い他の計画等との一体策定が可能である。今後も、地方公共団体のご意見等を踏まえ、事務負担軽減を図るよう取り組む。

【地域気候変動適応計画について】

地理的に近接し気候条件が同様でも、地形や経済・社会状況によって気候変動影響や対策が異なる。例えば、米の生産が盛んな市では、気温上昇による収量や品質の低下に備え高温耐性品種の導入等の農業対策が、河川沿いに住宅地等が広がる市では、堤防整備等の洪水対策が優先事項となり得る。

このような地域特性や住民ニーズを的確に反映し、適切な適応策を推進できるのは、住民から近いところで日々業務に当たる市町村であることから、地域気候変動適応計画(以下「地域計画」という。)について、市町村の判

断により策定することが可能な努力義務規定を維持することが適当と考えている。

なお、知見や体制の不足等により市町村単独で地域計画の策定が困難な場合、複数の市町村や都道府県と共同して策定することが可能であるほか、市町村の判断により政策的に関連の深い他の計画等と一体のものとして策定することが可能である。更に、地方公共団体の事務負担軽減に向けて、「令和3年の地方からの提案等に関する対応方針」(令和3年12月21日閣議決定)に基づき、地域計画策定マニュアルの充実などの措置を講ずることとしており、今後も、地方公共団体のご意見等を踏まえ、事務負担軽減を図ってまいりたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

地球温暖化対策の実行計画の策定においては詳細なマニュアルが示されているところであり、そのうえで、地域の特性などを反映した自治体独自に必要な二酸化炭素の排出量の算出や削減目標の設定を行い、それに向けた施策を盛り込んだ自治体独自の内容の計画を策定し、その計画が必ずしも国のマニュアルに即していないものとなっても、自治体独自の内容の計画を策定することにより、国の求める計画と同等であると認めたい。

また、例示の品種導入は都道府県の農業試験場、農業指導は都道府県職員の普及指導員が行っている。河川についても、被害額が多い(影響が多い)一級河川、二級河川は、国、都道府県管理であるため、この業務に関する内容を市町村計画に求めるのはハードルが高いと考える。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【鹿児島市】

地方公共団体実行計画について

「排出量の推計について国が提供するデータを最大限活用すること」とあり、これは環境省による「自治体排出量カルテ」のことであると思われるが、「地方公共団体実行計画(区域施策編)策定・実施マニュアル(本編)」には、「区域のエネルギー使用実態の偏り(例えば、業種や交通量、都市ガス普及率の偏り等)や脱炭素化の進捗の偏り(省エネルギー対策や再生可能エネルギー導入の進捗状況)が平均化されてしまうため、必ずしも対策・施策の効果を正確に反映しない場合があることに留意が必要です。」という記載があると、実際の利用に踏み切れず、委託による推計にならざるを得ないので、より地方自治体が利用しやすいツールの開発など、事務負担の軽減を図っていただきたい。

地方六団体からの意見

【全国知事会】

地球温暖化対策実行計画及び気候変動適応計画については、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となるよう見直しを行うこと。

なお、市町村及び都道府県双方に更なる負担が生じることのないよう留意すること。

【全国市長会】

提案の実現を求めるものであるが、都道府県レベルにおいて各自治体の実情を総合的に勘案した目標を設定し、市町村が実施できる施策を地域課題に応じて展開すべきとの意見が寄せられているため、その点については配慮していただきたい。

【全国町村会】

提案団体の意向を踏まえ適切な対応を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

計画策定等の見直しは、閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2022」で「国が地方自治体に対し、法令上新たな計画等の策定の義務付け・枠付けを定める場合には、累次の勧告等に基づき、必要最小限のものとするに加え、努力義務やできる規定、通知等によるものについても、地方の自主性及び自立性を確保する観点から、できる限り新設しないようにするとともに、真に必要な場合でも、計画等の内容や手続は、各団体の判断にできる限り委ねることを原則とする。あわせて、計画等は、特段の支障がない限り、策定済みの計画等との統合や他団体との共同策定を可能とすることを原則とする。」と明記され、地方からはこの原則明記を高く評価するとともに、既存の計画の見直しを求める声が強まっている。

この原則を十分に踏まえ、地方からの提案が最大限実現するよう前向きに対応いただきたい。

地方公共団体から見直しを求める声が上がりが続けるのは、制度的に見直しの必要性があるからではないか。制度的対応として、例えば、

(1)市町村間又は都道府県・市町村間の協議による共同策定

(2)都道府県による補完として計画策定事務や関連する実施事務の地方自治法上の事務委託又は代替執行により、市町村における負担が軽減されるのでないか。そのために、地方公共団体の意見を聞いて、共同策定や事務委託等に関する事務連絡や簡易なマニュアル等の整備を検討すべきではないか。
事務負担の軽減、マニュアルの充実にあたっては、都道府県、市町村における事務負担の軽減にも資するよう、地方公共団体の意見を踏まえながら検討を行っていただきたい。

各府省からの第2次回答

【両計画の共通事項】

計画の策定に当たっては、令和4年3月31日付け事務連絡で明確化した通り、地方公共団体の判断により、政策的に関連の深い他の計画等と一体のものとして策定することが可能であるほか、市町村単独ではなく他の市町村や都道府県と共同して策定することも可能である。

両団体が協議で合意すれば、地方自治法に基づく手続きを経て、地球温暖化対策や気候変動適応に関する事務の委託や代替執行も可能である。具体的にこのような手続きを行いたい場合で、国の技術的助言が必要な場合は、環境省本省又は各地方環境事務所までご相談いただきたい。

【地方公共団体実行計画について】

排出量の推計や削減目標の設定については、ご指摘のとおり、地域の自然的・社会的条件(産業構造、人口動態、自然環境等)に応じた地方公共団体独自の推計を行い、それに基づく独自の施策の設定を妨げるものではない。

【地域気候変動適応計画について】

実行計画と同様、地域の状況により、優先すべき分野、事務の所掌、都道府県レベルの目標設定の必要性等は様々に異なることから、ご提案のとおり、地域の実情を踏まえて計画を策定いただくことはむしろ望ましいことであると考えている。

また、令和4年秋頃には、マニュアル案を地方公共団体に照会することを予定しているが、基礎自治体の担当者等も加わっていただき検討を進めており、小規模の市町村の事務負担の軽減に資するようなものとするところを目指しているところ。

令和4年の地方からの提案等に関する対応方針(令和4年12月20日閣議決定)記載内容

5【環境省】

(11)地球温暖化対策の推進に関する法律(平10法117)

地方公共団体実行計画(21条1項)の策定に係る地方公共団体への支援については、以下のとおりとする。

・温室効果ガスの排出量の推計手法を見直し、再生可能エネルギー導入目標の設定方法を示すなど、地方公共団体実行計画を策定しようとする地方公共団体の検討に資するよう、地方公共団体実行計画策定・実施マニュアルを改定し、地方公共団体に令和4年度中に通知する。

・地方公共団体実行計画の策定に資するよう、定期報告(電気関係報告規則(昭40通商産業省令54)2条)から得られる情報に基づき、需要電力量や再生可能エネルギー発電設備による電力量等を、地方公共団体に令和5年度中に提供する。

・二酸化炭素以外の温室効果ガス排出量のデータの提供について検討し、令和5年度を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

環境省 最終的な調整結果

管理番号

253

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

06_環境・衛生

提案事項(事項名)

一般廃棄物処理計画における記載項目の見直し及び策定手続の簡素化

提案団体

神戸市

制度の所管・関係府省

環境省

求める措置の具体的内容

一般廃棄物処理計画の策定にあたり、指針の記載事項を「廃棄物減量等推進協議会等の廃棄物行政に精通した有識者」への変更を求めるとともに、記載項目の軽減を図ること。

具体的な支障事例

一般廃棄物処理計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第1条の3に基づき、一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について定める基本計画(一般廃棄物処理基本計画)及び当該基本計画の実施のために必要な各年度の事業について定める実施計画(一般廃棄物処理実施計画)から構成されている。また、それぞれ、ごみに関する部分(ごみ処理基本計画及びごみ処理実施計画)と生活排水に関する部分(生活排水処理基本計画及び生活排水処理実施計画)とから構成されている。

市町村は、区域内の一般廃棄物の処理に統括的な責任を有する者として、本指針等を参考にしつつ、廃棄物処理法第5条の7に規定する廃棄物減量等推進審議会等の意見を踏まえ、廃棄物処理法第6条第1項に基づき一般廃棄物処理計画を策定することとなり、当市においては環境保全審議会に諮問する形式で審議に時間を要し、策定までに2年を費やしている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

策定に係る事務負担が軽減され、事業実施に注力することができる。

根拠法令等

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第6条、神戸市廃棄物の適正処理、再利用及び環境美化に関する条例第9条第1項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

花巻市、富谷市、ひたちなか市、高崎市、清瀬市、相模原市、静岡県、浜松市、稲沢市、田原市、広島市、高松市、宇和島市、五島市、熊本市

○当市においても、当該計画策定にかかる事務負担が大きいだけでなく、策定までに長期間を要していることから、計画中の記載項目を厳選することによる事務負担の軽減が望まれる。

各府省からの第1次回答

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の7第1項においては「廃棄物減量等推進審議会を置くことができる。」と規定しており、また、一般廃棄物処理基本計画策定指針においても「廃棄物減量等推進審議会等」と例示しているところであり、「等」で示されるように必ずしも審議会を組織した上で諮問しなければならないという趣旨ではない。意見聴取が必要と考えられる場合、意見聴取の対象としては、市町村における廃棄物の減量化対策等が実効性のあるものとなるよう、市民や排出事業者等の「必ずしも廃棄物行政に精通していない関係者」も含まれるため、御提案のように一律に「廃棄物行政に精通した有識者」と限定せず、各市町村において適切に御判断いただくべきものである。

また、一般廃棄物処理基本計画策定指針は、市町村が、同法第6条第2項に掲げる記載事項を踏まえ、円滑に同法第6条第1項に基づく一般廃棄物処理計画を立案し、これに基づいて事業を実施することができるよう、一般廃棄物処理に関する基本的な事項について示したものである。御提案のように当該指針の記載項目を削減することは、市町村の参考となる情報が不足し、かえって市町村の負担が増加しかねないと考えられるため適当ではない。当該指針も参考としながら、各市町村において適切に御判断いただいて差し支えない。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

第1次回答を踏まえて、今後対応していきたい。なお、同様の支障を抱えている団体が他にあることも考えられるので、別途通知による明確化を求める。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】

一般廃棄物処理計画の策定に係る手続き及び記載事項については、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となるよう見直しを行うこと。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

計画策定等の見直しは、閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2022」で「国が地方自治体に対し、法令上新たな計画等の策定の義務付け・枠付けを定める場合には、累次の勧告等に基づき、必要最小限のものとするに加え、努力義務やできる規定、通知等によるものについても、地方の自主性及び自立性を確保する観点から、できる限り新設しないようにするとともに、真に必要な場合でも、計画等の内容や手続は、各団体の判断にできる限り委ねることを原則とする。あわせて、計画等は、特段の支障がない限り、策定済みの計画等との統合や他団体との共同策定を可能とすることを原則とする。」と明記され、地方からはこの原則明記を高く評価するとともに、既存の計画の見直しを求める声が強まっている。

この原則を十分に踏まえ、地方からの提案が最大限実現するよう前向きに対応いただきたい。

地方公共団体向けにお示しいただいている「ごみ処理基本計画策定指針」においては、法定されている事項以外の事項についても記載されているところであり、審議会を設置して諮問することが一律に求められていないことを含め、計画への記載事項や策定手続に関して、地域の実情に合わせて判断できる旨を当該指針において明確化することはできないか。

各府省からの第2次回答

本内容について、次回の全国廃棄物・リサイクル行政主管課長会議等において周知する。

令和4年の地方からの提案等に関する対応方針（令和4年12月20日閣議決定）記載内容

5【環境省】

(5) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭45法137)

(i) 一般廃棄物処理基本計画(「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定に基づくごみ処理基本計画の策定に当たっての指針について」(平20環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長))については、市町村の実情を踏まえ、計画の内容や策定に係る廃棄物減量等推進審議会等への意見聴

取等の手続について柔軟に対応することが可能であることを明確化し、地方公共団体に対して令和4年度中に周知する。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

環境省 最終的な調整結果

管理番号

254

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

06_環境・衛生

提案事項(事項名)

分別収集計画における記載事項の簡素化による計画の廃止

提案団体

神戸市

制度の所管・関係府省

環境省

求める措置の具体的内容

「リサイクル事業者が中長期的な事業計画を立て事業継続または新規参入の判断をするため」に必要不可欠である①計画内の各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み(容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第8条第2項第1号)と②各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み((容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第8条第2項第4号)のみを報告形式により代替措置対応が可能となるように計画を廃止。

具体的な支障事例

容器包装廃棄物の分別収集をしようとするときは、環境省令で定めるところにより、当該市町村の区域内の容器包装廃棄物の分別収集に関する5カ年計画を定め、3年ごとに見直しをしなければならない。また、一般廃棄物処理計画に適合するものでなければならない。
環境省が定める「市町村分別収集計画策定の手引き」は94ページにもなり、排出見込み量等の算出方法などが細かく記載されており、策定に労力を費やしている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

リサイクル事業者が中長期的な事業計画を立て事業継続または新規参入の判断をするうえで、真に必要な事項に限定した記載事項とすることで事業者および職員の負担を軽減することができ、事業実施に注力することができる。

根拠法令等

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成7年法律第112号)第8条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

花巻市、宮城県、ひたちなか市、高崎市、千葉市、清瀬市、瑞穂市、静岡県、小牧市、稲沢市、田原市、広島市、高松市、宇和島市、熊本市、鹿児島市

○当市においても、当該計画策定にかかる事務負担が大きいだけでなく、策定までに長期間を要していることから、計画中の記載項目を厳選することによる事務負担の軽減が望まれる。
○自治体は、分別収集計画の上位に当たる一般廃棄物処理基本計画を策定しており、この中で、分別収集計画の対象としている容器包装廃棄物も含め、(1)ごみの発生量及び処理量の見込み(2)ごみの排出の抑制の

ための方策に関する事項(3)分別して収集するものとしたごみの種類及び分別の区分(4)ごみの適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項(5)ごみの処理施設の整備に関する事項(6)その他ごみの処理に関し必要な事項を定めており、当該計画は10年間の長期計画であるが、適宜見直しをすることとなっており、また、見直した場合は公表することとなっているため、リサイクル事業者が中長期的な事業計画を立て事業継続または新規参入の判断をすることは可能であるとする。このことから、分別収集計画は廃止しても差し支えないと考える。

○真に必要な情報だけとすることで、事務負担の軽減及び策定期間の短縮が可能となり事業者にとっても時間をかけてより具体的、積極的に検討できるようになることから、必要性はあると考える。

各府省からの第1次回答

市町村分別収集計画の計画事項には、御指摘の第1号(各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み)や第4号(各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み)のように数値を定めるものと、容器包装廃棄物の排出抑制や分別収集を促進するための方策に係るものが含まれるが、こうした方策とその結果としての排出量・収集量の見込みは密接に連動するものであり、一体的に検討した上で計画に位置づけていただく必要がある。市町村分別収集計画は、「リサイクル事業者が中長期的な事業計画を立て事業継続または新規参入の判断をするため」のみならず、再商品化を義務付けられた特定事業者が再商品化しなければならない容器包装廃棄物の量を明らかにする上で最も基礎となる数値を定めるものであり、数値のみならずその根拠となる方策も含めて計画を策定・実施することが、特定事業者からの信頼性向上及びリサイクル事業者の安定的な運営につながるることとなる。

第1号と第4号のみ「報告形式により代替措置対応」との御提案については、3年ごとに市町村分別収集計画の見直しを行い、見直しの結果、計画事項すべての変更をするのではなく、第1号及び第4号についてのみ変更を行っていただければ差し支えない。容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律においては市町村分別収集計画の策定及び変更における特段の手段を定めていないことから、お見込みにより御提案の「報告」と同様の手段により上記の計画変更手続を行っていただいても差し支えなく、市町村内における計画変更手続の簡素化を御検討いただきたい。

また、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第8条第1項に規定する市町村分別収集計画の策定に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項に基づく一般廃棄物処理計画等、他の廃棄物処理に関する計画と一体のものとして位置づけることも差し支えない。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

数値のみならず、その根拠となる方策も含めて計画を策定する理由を2つ挙げられているが、1つ目の特定事業者からの信頼性向上につながるという理由については、根拠となる方策を記載すれば数値の精度があがるという客観的な証拠はないと考える。

2つ目のリサイクル事業者の安定的な運営についても根拠となる方策を記載しなければリサイクル事業者の運営が不安定になるという客観的な証拠はないと考える。(リサイクル事業者の一部からは容器包装リサイクル協会を通じリサイクルには安定的な事業運営に支障があるとの意見を聞いているが、その理由は同協会の入札の仕組みにあると聞いている。)よって、地方に対する規制緩和を実施していただきたい。

なお、一般廃棄物処理計画では、分別収集計画に記載する方策(数値以外の部分)についても記載しており、内容が重複している。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【鹿児島市】

「市町村分別収集計画の策定に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項に基づく一般廃棄物処理計画等、他の廃棄物処理に関する計画と一体のものとして位置づけることも差し支えない。」については、市町村の一般廃棄物処理基本計画に「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に関する法律第8条第1項に規定する市町村分別収集計画を兼ねるものとする」という旨の記載をすれば良いか。また、その場合、一般廃棄物処理計画と分別収集計画の計画期間にずれが生じている場合の取扱についても明確にさせていただきたい。(鹿児島市の場合、一般廃棄物処理計画の計画期間は令和4年から10年間、分別収集計画の計画期間は令和5年から5年間)

地方六団体からの意見

【全国知事会】

国において必要と考える政策目的の実現に関わる場合であっても、国が定める計画等の策定という手法によらず、地方公共団体自らの工夫に基づく計画的な手法に寄ることも可能であると考えられるため、具体的な実行手法は地方に委ねられるよう、法令や政策実施の方法などの見直しを行うこと。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

計画策定等の見直しは、閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2022」で「国が地方自治体に対し、法令上新たな計画等の策定の義務付け・枠付けを定める場合には、累次の勧告等に基づき、必要最小限のものとするに加え、努力義務やできる規定、通知等によるものについても、地方の自主性及び自立性を確保する観点から、できる限り新設しないようにするとともに、真に必要な場合でも、計画等の内容や手続は、各団体の判断にできる限り委ねることを原則とする。あわせて、計画等は、特段の支障がない限り、策定済みの計画等との統合や他団体との共同策定を可能とすることを原則とする。」と明記され、地方からはこの原則明記を高く評価するとともに、既存の計画の見直しを求める声が強まっている。

この原則を十分に踏まえ、地方からの提案が最大限実現するよう前向きに対応いただきたい。

法第6条に、分別収集や容器包装廃棄物の排出抑制等に関する市区町村の責務規定が置かれており、排出量等の数値や排出抑制や分別収集促進の方策について、計画策定という手法をとらずとも、市区町村において適切な数値の算定が行われるのであるから、市町村分別収集計画を廃止することは可能ではないか。

各府省からの第2次回答

（計画策定と数値算定の精度の関係について）

容器包装廃棄物の排出量の見込みや特定分別基準適合物の量の見込み等は、それ単独で決まるのではなく、容器包装廃棄物の排出抑制や分別収集を促進するための方策を前提として算定されるべきものであり、これらの方策も含めて市町村分別収集計画に記載することとなっている。

例えば、排出抑制策を講じることによって見込み量が減少する、分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類を追加することで見込み量が増加するなど、根拠となる方策と見込み量が密接に連動することは明らかであると考える。

（一般廃棄物処理計画と分別収集計画の重複について）

第1次回答のとおり、市町村分別収集計画の策定に当たっては、一般廃棄物処理計画等、他の廃棄物処理に関する計画と一体のものとして位置づけることも差し支えなく、この場合の留意事項等を含めて国として改めて市町村に周知することを検討する。

令和4年の地方からの提案等に関する対応方針（令和4年12月20日閣議決定）記載内容

5【環境省】

（10）容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平7法112）

市町村分別収集計画（8条1項）については、一般廃棄物処理計画などの廃棄物処理に関する計画と一体のものとして策定することが可能であることを明確化し、その運用に当たっての留意事項を含め、市区町村に令和4年度中に通知する。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

環境省 最終的な調整結果

管理番号

255

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

06_環境・衛生

提案事項(事項名)

循環型社会形成推進地域計画における記載事項の簡素化

提案団体

神戸市

制度の所管・関係府省

環境省

求める措置の具体的内容

循環型社会形成推進交付金申請にかかる循環型社会形成推進地域計画の記載事項の簡素化。

具体的な支障事例

市町村が循環型社会形成の推進に必要な廃棄物処理施設の整備事業等のために循環型社会形成推進交付金事業を実施するには、循環型社会形成推進地域計画の策定が要綱で定められている。環境省が定める「循環型社会形成推進地域計画作成マニュアル」は 67 ページにわたっており、記載事項が細かく定められているため策定に多大な事務負担を要している。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

策定に係る事務負担が軽減され、事業実施に注力することができる。

根拠法令等

令和3年 12 月 16 日「令和4年度循環型社会形成推進地域計画の提出について」環整第 1523 号

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

青森県、花巻市、富谷市、ひたちなか市、高崎市、さいたま市、清瀬市、川崎市、相模原市、瑞穂市、静岡県、豊橋市、田原市、広島市、高松市、宇和島市、五島市、熊本市

○当市においても、当該計画策定にかかる事務負担が大きいだけでなく、策定までに長期間を要していることから、計画中の記載項目を厳選することによる事務負担の軽減が望まれる。
○作成マニュアル改訂により追加資料が必要となる場合が多く、策定に時間を要してしまう。近年、作成マニュアル改訂が 11 月、12 月頃に行われており、取りまとめる県への提出期限間近で地域計画作成途中での改訂内容への対応が必要となるため、マニュアル改訂時期について検討をお願いしたい。
○地域計画については、当該マニュアルが細かく規定されているため、策定にあたっては、市町村の多大な事務負担となり、直営による策定作業が困難な状況にある。このため、外部に業務委託しているなどの現状があり、多大な事務負担のみならず、多大な費用負担も生じている。また、この地域計画の策定にあたって、上記のような現状であるため、市町村からの都道府県への問い合わせ等も非常に多く、都道府県の事務負担も生じている状況。本件に関しては、地域計画のみならず循環型社会形成推進交付金の交付要綱及び交付取扱要領及び交付金の各種マニュアルや Q&A に関しても同様であり、循環型社会形成推進交付金事務の全般が市町村及び都道府県の多大な事務負担となっている。

○循環型社会形成推進地域計画については、一般廃棄物処理基本計画等、広く公開されている計画に記載されている内容と重複する部分が多々あることから、記載事項の簡素化を図ることは可能と考えます。

各府省からの第1次回答

今回、多くの地方自治体から、「循環型社会形成推進地域計画作成マニュアル」において記載事項が細かく定められているため当該計画策定に多大な事務負担を要している、広く公開されている計画に記載されている内容と重複する部分が多々ある、などの御意見をいただいたことを踏まえ、マニュアルの改訂（記載事項の簡素化の検討、他の計画に記載されている項目の取扱いの見直しなど）の可能性について検討していきたい。
なお、マニュアルの見直しについては、地方公共団体の問題意識などを踏まえ、見直し項目や内容を整理することが必要と考えることから、令和4年度は、提案地方公共団体及び賛同地方公共団体から具体的意見内容を聴取、改正項目の整理を行うこととし、その結果を踏まえ、令和5年度以降、マニュアルの見直しを行うことの可能性について検討したい（見直し時期については、今回、マニュアル改訂の時期に関する御意見もいただいたことから、その御意見も踏まえ検討したい）。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

本提案を踏まえ、第1次回答のとおり検討を進めていただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】

循環型社会形成推進交付金申請にかかる循環型社会形成推進地域計画について、必要最小限の内容とすること。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

計画策定等の見直しは、閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2022」で「国が地方自治体に対し、法令上新たな計画等の策定の義務付け・枠付けを定める場合には、累次の勧告等に基づき、必要最小限のものとするに加え、努力義務やできる規定、通知等によるものについても、地方の自主性及び自立性を確保する観点から、できる限り新設しないようにするとともに、真に必要な場合でも、計画等の内容や手続は、各団体の判断にできる限り委ねることを原則とする。あわせて、計画等は、特段の支障がない限り、策定済みの計画等との統合や他団体との共同策定を可能とすることを原則とする。」と明記され、地方からはこの原則明記を高く評価するとともに、既存の計画の見直しを求める声が強まっている。

この原則を十分に踏まえ、地方からの提案が最大限実現するよう前向きに対応いただきたい。

提案の趣旨を踏まえ、前向きに検討していただきたい。また、検討のスケジュールをお示しいただきたい。

各府省からの第2次回答

第1次回答のとおり検討を進める。

令和4年度については、アンケート調査などを以下のスケジュールで実施する予定。

・10月中

提案団体及び追加共同団体を対象としたアンケート調査（他の計画記載事項との重複箇所や記載の簡素化要望箇所等）の実施

・令和4年度末まで

アンケート調査結果の整理・集計後、必要があれば、提案団体及び追加共同団体へのヒアリングなども実施し、マニュアルの改正項目の整理

令和4年の地方からの提案等に関する対応方針（令和4年12月20日閣議決定）記載内容

5【環境省】

(18)循環型社会形成推進交付金

市町村等が循環型社会形成推進交付金等の交付申請を行うために作成を要する循環型社会形成推進地域計

画については、市町村等の事務負担を軽減するため、「循環型社会形成推進地域計画作成マニュアル」(平 17 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部)の記載内容の簡素化等について検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。